

第三十一回 参議院通信委員會會議錄第四号

昭和三十四年二月六日(金曜日)午後一時五十分開会

委員の異動

十二月十九日委員前田佳都男君辞任につき、その補欠として佐野廣君を議長において指名した。

十二月二十日委員黒川武雄君辞任につき、その補欠として横川信夫君を議長において指名した。

十二月二十二日委員横川信夫君及び中村正雄君辞任につき、その補欠として黒川武雄君及び柴谷要君を議長において指名した。

十二月二十三日委員柴谷要君辞任につき、その補欠として中村正雄君を議長において指名した。

同日委員高良とみ君は辞任した。

二月五日委員佐野廣君辞任につき、その補欠として本多市郎君を議長において指名した。

本日委員三木與吉郎君及び本多市郎君辞任につき、その補欠として前田佳都男君及び佐野廣君を議長において指名した。

委員長の異動

一月二十八日三木與吉郎君委員長辞任につき、その補欠として手島榮君を議長において委員長に選任した。

出席者は左の通り。

委員長 手島 榮君
理事 宮田 重文君
長谷部ひろ君

委員

石坂 豊一君
新谷寅三郎君
前田佳都男君
最上 英子君
鈴木 強君
三木 治朗君
山田 節男君
横川 正市君
寺尾 豊君

委員外議員

國務大臣 廣瀬 正雄君
郵政大臣 松田 英一君
郵政政務次官 廣瀬 正雄君
郵政大臣官房電 氣通信監理官 岩田 敏男君
郵政大臣官房電 氣通信監理官 板野 學君
郵政省郵務局長 加藤 桂一君
郵政省貯金局長 大塚 茂君
郵政省簡易 保險局長 濱田 成徳君
郵政省電波 監理局長 勝矢 和三君

常任委員 勝矢 和三君
會専門員 勝矢 和三君

説明員 郵政大臣官 房人事部長 佐方 信博君
日本電信電 話公社總裁 大橋 八郎君

本日の會議に付した案件
○理事の補欠互選
○郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等

損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案(内閣送付、予備審査)
○簡易生命保險法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○郵政事業の運営に関する調査の件(郵政省所管事項の概略に関する調査の件)
○電氣通信並びに電波に関する調査の件(郵政省所管事項の概略に関する調査の件)
(日本電信電話公社の事業の概況に関する件)

○委員長(手島榮君) ただいまから開會いたします。
一言ごあいさつを申し上げます。
去る二十八日、はからずも私が通信委員會長に選任されました。果してその重責を全うすることを得ますかどうか、はなはだ危惧するものであります。が、幸いに委員各位の御協力を得まして、公平無私、もって本委員會運営の円滑を期し、その実をあげていきたいと念願いたしております。どうぞ何分の御指導御鞭撻のほどをお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(手島榮君) 委員變更についてお知らせいたします。
二月五日、佐野廣君が辞任せられまして、その補欠に本多市郎君が選任せられました。
二月六日、三木與吉郎君、本多市郎君が辞任せられまして、その補欠に前田佳都男君、佐野廣君が選任せられました。

○委員長(手島榮君) 郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案を議題といたします。
まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(寺尾豊君) ただいま議題となりました郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案を御説明申し上げます。

この法律案は、大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等を設けて、第二封鎖預金となつて、その債権の一部が消滅した郵便貯金の旧預金者等に対し、旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部をもち、消滅した額に相当の利子を付して交付しようとするものであります。その交付

金の額、交付の申し出をすることができる期間、交付金の非課税、その他交付すべき金額の繰り入れ等について必要な會計上の処理規定を定めようとするものであります。

法律案のおもな内容について申し上げますと、第一は、大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の規定によりまして、旧大蔵省預金部の損失の処理が行われた昭和二十四年二月二十一日以後において、同部の運用資産の評価額に變動がありました場合には、その變動による増加額が減少額をこえましたときは、その差額に相当する金額をもち、まず一般會計から繰り入れを受け、た補償金の返済に充て、なお残額がありますときは、これを政令の定めるところにより処分することができるとなつてゐるのであります。が、今回、同法について臨時に特例を設け、増加額の処理の順位を変更いたしました。一般會計への補償金の返済の完了に先だつて、郵便貯金の旧預金者等に対し、その増加額のうちから、債権が消滅した郵便貯金または郵便振替貯金の金額に相当する金額に、かりにその金額が消滅した日から本年三月三十一日まででの間郵便貯金または郵便振替貯金として継続して預け入れられていたものとした場合に付けられる利子相当額を加算して、これを交付しようとするものであります。なお、郵便貯金の旧預金者等がその交付の申し出をすることができ

る期間を、この法律の施行の日から二年にしようとするものであります。

○委員長(手島榮君) 以上で本日の會議は終了いたします。散會。

○委員長(手島榮君) 以上で本日の會議は終了いたします。散會。

○委員長(手島榮君) 以上で本日の會議は終了いたします。散會。

第二は、郵便貯金の旧預金者等に交付される交付金については、所得税及び印紙税を非課税にしようとするものであります。

第三は、郵便貯金の旧預金者等に交付すべき金額の繰り入れ等に関し必要な会計上の処理規定を定めまして、交付すべき金額のうち、元本に相当する金額は、資金運用部資金から資金運用部特別会計に繰り入れ、これに利子相当額を加算して同会計の歳出として郵便貯金特別会計に繰り入れることとするものであります。

また、交付すべき金額のうち、交付をする必要がなくなった金額があるときは、さきの繰り入れとは逆に、その金額を郵便貯金特別会計から資金運用部特別会計に繰り入れ、さらに、その金額のうち、元本に相当する金額は、同会計の歳出として資金運用部資金に繰り入れることにしようとするものであります。

以上、まことに簡単であります。この法律案の提案理由及びその内容の概略を説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○委員長(手島栄吉) 本日は、提案理由の説明聴取のみにとどめておきたいと思ひます。

○委員長(手島栄吉) 簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(寺尾豊吉) ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

この改正法律案は、簡易生命保険の新しい保険種類として家族保険を創設しようとするものであります。この新種保険を創設しようとした理由は、最近の国民大衆の保険需要の動向にかんがみまして、夫婦及び子、すなわち、家族全員を一同として被保険者とする生命保険を安い保険料で提供し、家庭の経済生活の安定を確保しようとするものであります。

この保険の内容は、夫婦のいずれか一方がこの保険契約を締結いたしますと、保険契約者を主たる被保険者として、その配偶者及び未成年の子も被保険者となるのであります。保険契約者につきましても、その者が、一般に、家庭の経済生活の支柱となつてゐるものでありますところから、その者の生存中に保険期間が満了し、または保険期間の満了前に死亡した場合に保険金を支払い、もつて老後における生活の安定あるいは死亡した場合における医療費、葬祭費及び遺族の当座の生活費等を確保しようとするものであります。また、配偶者及び子につきましても、一定の年齢に達する前に死亡したときに保険金を支払ふことにし、それらの者の死亡による保険契約者の経済的負担を軽減しようとするものであります。

保険金額は、保険契約者に対する保険金額を基本とし、配偶者はその四割、子はその二割とするものであります。なお、この保険は、簡易保険の一種類でありますので、被保険者一人について二十五万円という現行の最高制限額の枠内で実施するものであります。

保険料額は、保険契約者の年齢によつて定まり、子は何人いても保険料額は同一で、保険契約者が単独で従来の簡易保険に加入する場合の保険料額に比し約一割五分程度の増加にとどまつております。なお、保険契約者が死亡した後は、将来の保険料の払い込みが免除され、配偶者及び子に対する保険はそのまゝ継続するという仕組みであります。その他の事項につきましても、現行の保険種類とほぼ同様であります。このような内容の家族保険は、保険料が安く、簡易に利用でき、家庭の経済生活の安定に資するところが大きい保険として、簡易生命保険法の目的にまさしく合致するものと確信いたしております。

以上、この改正法律案の提案理由及び改正内容の概略を御説明申し上げた次第であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○委員長(手島栄吉) 本日は、本法律案の提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(手島栄吉) 次に、郵政事業の運営に関する調査及び電気通信並びに電波に関する調査を議題といたします。

まず、郵政大臣より所管事項の概略について御説明をお願いいたします。

○国務大臣(寺尾豊吉) それでは私が所管事項につきましても、概略御説明を申し上げます。

ただいまのところ、本国会で御審議をいただくことに決定いたしましたのであります法律案について申し上げます。提出の法律案は、すでに提出いたしましたのであります放送法の一部を改正する法律案、

郵政省設置法の一部を改正する法律案及び郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案のほか、簡易生命保険法の一部を改正する法律案の四件であります。

郵政省設置法の一部を改正する法律案のおもな内容は、省名を通信省に改め、大臣官房に官房長を置くこととしようとするものであります。

郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案の内容は、郵便貯金及び郵便振替貯金の第二封鎖預金等について、昭和二十四年にその三割相当額が切り捨てられました。これらの旧預金者等の損失を補てんするため、旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を旧預金者等に交付することを内容とするものであります。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案の内容は、従来の終身及び養老保険のほか、簡易保険の一種として、夫・妻及び子を一同とする家族保険を新設するものであります。

次に労働問題について申し上げます。昨年七月以来長期にわたつての闘争期間中著しい逸脱行為のあつた一部の者についてはそのつど処分を行なつて責任を問うてきましたが、闘争を強力に実施した指導者等に対しても一月二十四日付をもつて処分を行うことといたしました。なお、今回の処分の量定に当つては、年末首の取扱業務がきわめて円滑に進行され、よく国民の

信頼にこたへ得たこと等の事情は考慮に入れた次第であります。

また、全通は、被解雇者を依然として三役以下の役員としてとどめ、実力をもつて団体交渉が行へない状態を打開せんとする立場を変えておりませんので、新賃金の要求を主とする春季闘争を目前に控えて正常な労使関係に返るまでには、なお相当な困難が予想されるのであります。私といたしましては、金通が行きがかりにこたわらず、一日も早く組合の正常化をはかり、明朗な労使関係に返ることを強く念願してやまない次第であります。

次に、郵便事業について申し上げます。その運営はおおむね順調に進んでおります。特に、本年度の年賀郵便物の全国引き受け数は約九億五千万通に達する見込みであります。これは前年度に比して、約九割の増加割合となるものであります。年賀郵便制度が始まつて以来の最高のものであります。早期差し出しの励行によりまして、郵便物の出回りがきわめて理想的な姿をみせ、おかげさまで順調な運行に終始いたしました。

次に、郵便貯金の状況について申し上げます。本年度の郵便貯金は、年度初頭以来、引き続き長い間伸び悩んでおりましたが、昨年十二月に入り、勤労者及び農家の収入増加等に伴ひまして、ようやく前年度をしのぐ増加を示し、十二月二十三日には貯金現在高も八千億円を突破いたしました。一月二十五日現在、九百二十五億円の増加高となり、目標額一千五百五十億円に対して八〇%、また前年同期の実績に比して八九%の成績にまで回復して参りました。なお、同日の貯金現在高は八千三

百六十八億円となっております。

次に、簡易保険及び郵便年金について申し上げますと、両事業ともおおむね順調な歩みをとっております。簡易保険及び郵便年金積立金の十二月末現在における本年度の運用状況は、計画額千三億円のうち五割四分に当る五百四十一億円を融通いたしました。なお、運用総額は、余裕金五百九十一億円を合せて四千八百四十三億円となっております。

次に、電波並びに電気通信関係について御説明申し上げます。

長年の懸案でありました日本一豪州間の電気通信関係が画期的に改善されました。昨年三月には両国間に直通無線電話業務、十一月には直通テレックス業務が実現し、これにより従来中継にたよるを得なかつた同国との通信サービスは飛躍的な改善を見るとともに、通信料金の面においても利用者の負担は著しい軽減を見るに至りました。このほか、ソ連等との間における直通無線電話業務の開通、また、フィリピン、カナダ等との間におけるテレックス業務の開通によつて、国際通信業務の拡充を見ております。

また、本年五月には東京においてエカフエ電気通信専門作業部会並びに国際電気通信連合のプラン委員会が開催されることになっておりますが、この両会議は、わが国にとつてきわめて重要なものであり、関係各省等とも協議し、協力準備の万全を期しております。また四月には、国際無線通信諮問委員会第九回総会がロサンゼルスにおいて催され、八月からは無線通信主管庁会議が、また十月から全権委員会議がジュネーブにおいて開催されるの

であります。これらの会議におきましては、無線通信に関する技術上の諸問題の討議、条約、規則の改正、管理理事会及び周波数登録委員会の構成国ないしは委員選出国の選挙が行われるのであります。政府といたしましては、世界の電気通信界の向上発展に寄与することにも、わが国の電波権益の確保拡大をはかるため、ただいま鋭意準備を進めている次第であります。

放送関係につきましては、標準放送局は、予備免許中のものを合せて三百十局で、このうち日本放送協会のものは二百九局、一般放送事業者のものは四十二社百一局であり、受信契約者数は千五百万弱で、普及率は約八二・五％となっております。

テレビジョン放送局は、予備免許中のものを合せて、日本放送協会のものは三十八局、一般放送事業者のものは四十一社、四十六局となつており、受信契約者数は百五十万をこえており、最近においては、月平均約八万五千をこえる増加で、テレビジョン放送局の開通が進むに伴い、その普及もまたいよいよ増大している次第であります。

さらに、カラー・テレビジョンにつきましましては、御承知の通り日本放送協会がVHF帯及びUHF帯で、商業放送では一社がVHF帯で実験を実施し、一社が実験局の予備免許を受けて準備中であります。

次に、当省所管昭和三十四年度予算案について説明申し上げます。

まず、郵政事業特別会計予算について申し上げますと、この会計の歳入歳出予算総額は約千七百四十億円であります。前年度の千六百八十八億円に比し

て百三十二億円（八・二％）の増加となります。

これが歳出予算の内訳を申し上げますと、当省において取り扱う郵便、郵便貯金、簡易生命保険及び電気通信等の諸業務に要する業務費が千二百九十六億円、収入印紙、失業保険印紙等の収入をそれぞれの会計に繰り入れる業務外の支出額が三百七十七億円で、郵便局舎等の建設費として四十六億、公債及び借入金金の償還金が二億、予測しがたい経費の支出に当てるための予備費として十八億円を計上しております。

次に、定員関係について申し上げますと、郵政事業特別会計における昭和三十四年度の予算定員は二十六万四千五百二人でありまして、前年度に比べ三千八百人の増員となりますが、この増員は、主として郵政窓口機関の増置、郵便業務量の増加、特定局における電話施設の増加等によるものであります。

次に、歳入予算について申し上げます。総額につきましては、さきに申し上げました通り千七百四十億円であります。その内容といたしましては、郵政固有業務収入が六百三十億、郵便貯金、保険年金、電気通信等の各業務の運営経費に充てるため、他の会計から繰り入れられる他会計からの受け入れ収入が七百億円、郵便局舎等の建設財源に充てるため郵便貯金特別会計の両会計から受け入れる設備負担金が五億、郵便局舎等の建設財源に充てるための借入金金が二十七億、以上のほか、収入印紙等の売りさばきに伴う

業務外収入が三百七十七億円となっております。

次に、郵便貯金特別会計予算は、歳入歳出とも五百九十五億円を計上しております。これを前年度の予算額五百三十四億四千万円に比しますと、六十一億四千万円（一一・四％）の増加となっております。

簡易生命保険及び郵便年金特別会計におきましては、歳入が千五百七十億円でありまして、前年度予算額千三百九十八億四千万円に比しますと、百七十二億四千万円（二〇・九％）の増加となっております。歳出は五百三十四億四千万円に比して、前年度予算額の四百八十七億四千万円に比しますと、四十七億四千万円（八・八％）の増加となっております。

以上の歳入歳出の差額、すなわち歳入超過額千三十六億四千万円は、法律の定めるところによりまして積み立てられることになっております。

なお、昭和三十四年度簡易保険積立金の運用計画の総額は千六百六億円で、そのうち契約者貸付及び翌年度への繰り越しを除いた一千億四千万円が財政投融資計画の原資となっております。

最後に、当省所管一般会計予算案について説明申し上げます。歳出予算総額は十八億八千八百万円でありまして、これを前年度予算額十八億三千四百百万円に比較しますと、五千四百百万円（三％）の増加となっております。

次に、昭和三十四年度の日本電信電話公社予算案の概要を申し上げます。

昭和三十四年度は電信電話拡充第二次五年計画の第二年度に当ります。加入者増進二十八万加入、公衆電話増設一万個、市外回線増設八十万キロメートル、電話局建設百五十三局等の

施設増によりまして、電信電話の拡充とサービスの向上を強力に推進いたしますとともに、テレビ中継網の整備、町村合併対策、無電話部落対策にも重点を置きまして次のように編成されております。すなわち、損益勘定におきましては、収入は一千八百六十五億円、支出は一千五百四十七億円で、差引三百十八億円の収支差額を生じます。これは建設財源及び債務償還に充てられることになっております。建設勘定におきましては、その総額は八百五十億円であります。前年当初予算の七百五十億円に対し百億円の増加となっております。

また、これに対する支出といたしましては、一般拡張工程に七百七十五億円、町村合併に伴う電話サービス改善に四十億円、農山漁村電話普及特別対策に三十五億円となっております。

次に、日本放送協会の昭和三十四年度予算につきましては、できる限り早い機会に提出いたしたいと思っております。その節はよろしく御審議下さいませうお願いいたします。

以上、まことに簡単でございますが、一応私の説明を終りたいと思っております。なお、詳細の点につきましては、御質問をいただきますと、お答え申し上げます。

○委員長（手島栄吉） 次に、電電公社総裁より事業概況について御説明をお願いいたします。

○説明員（大橋八郎） 日本電信電話公社の最近の事業概況につきまして御説明申し上げます。

まず、予算の実施状況を申し上げます。本年度の成立予算額は、損益勘定一千六百九十四億圓、建設勘定七百五十億圓でございますが、事業収入につきましては、最近の民間経済の立て直りに伴ひまして、やや好転して参り、十一月末現在の収入実績は一千百三十九億五千七百圓で、予算における予定額一千百九十九億一千七百萬圓をわずかながら上回っております。

建設勘定につきましては、成立予算額は七百五十億圓でございますが、三十二年からの繰り越し六十三億圓、余剰資金を原資とする弾力発動三十億圓を合計いたしまして総額八百四十三億圓となっておりますが、十一月末までに四百八十七億五千百萬圓を支出し、進捗率は五八・五％となっております。

現在までに実施いたしました工程のおもなものについて申し上げますと、加入電話は農山漁村電話普及特別対策を含めまして十七万九千、公衆電話は一万六千七百七十、市外回線は専用線を含めて四十六万六千をそれぞれ増設いたしております。その結果、十一月末における加入電話の数は約二百八十一万六千、公衆電話の数は七万五千となり、市外電話回線は専用線を含めて四百二十一万五千キロとなりました。

次に、昭和三十四年度の公営予算案について申し上げます。まず、事業収入について申し上げますと、電信収入九十九億圓、電話収入一千七百十億圓を中心といたしまして、合計一千八百六十五億圓の見込みでありまして、三十三年度予算に比べ百七十一億圓の増加となります。支出のおもなものについて申し上げますと、人件費は六百一億圓でありまし

て、前年度に比べて三十八億圓の増加となっておりますが、これは昇給、期末手当、奨励手当の増額及び増員等を見込んだためであります。物件費は二百六十億圓で、前年度に比べて十六億圓の増加となり、業務委託費は二百四十一億圓、減価償却費は三百十三億圓で、前年度に比し、それぞれ二十八億圓及び二十億圓の増加となります。

以上の結果、収支差額は三百十八億圓となり、前年度に比べて四十七億圓の増加を見込んでおります。次に、建設勘定につきましては、十四年度は総額八百五十億圓でありまして、前年度の成立予算七百五十億圓に弾力発動三十億圓を加えた総額七百八十億圓に對し七十億圓の増加となっております。

建設資金の調達は、自己資金を六百三十九億圓、外部資金を二百一十一億圓と予定しておりますが、そのうち公募債券は二十五億圓、運用部資金は十億圓、備保資金は十五億圓となっております。

主要建設工程について申し上げますと、まず、サービス工程であります加入電話二十八万個、公衆電話一万個を増設してサービスの改善をはかることといたしております。市外電話サービスの改善につきましては、市外回線八十万キロの増設を予定しておりますが、そのうちには名古屋、京都、名古屋、金沢等の大都市相互間及び大都市と密接な関連のある県庁所在地間相互間等二十八区間の市外通話の即時サービスの実施等を含んでおります。

次に、基礎工程であります、三十三年度末におきまして設備が行き詰まっております電話の増設ができない局は約三百八十局に達しますので、この窮状を打開するため、三十四年度におきまして、前年度より継続の九十九局のほか五十局の工事に着手し、合計百四十九の新電話局の建設工事を実施いたしますが、このうち年度内に完成してサービスを開始いたします局は六十八局の予定であります。なお、そのほか、市外電話局の建設につきましては、長距離即時の拡大等に伴ひ行き詰まりの特に必要はだしい四局を予定いたしております。

市外伝送路につきましては、市外通話の即時化並びにテレビジョン放送局の開局に寄与するため、同軸ケーブル及び無装荷ケーブルを前年度と同機十二区間建設するとともに、マイクロウエーブにつきましては、前年度からの継続六区間のほか、既設の幹線のルート増設を含めまして十三区間の新設に着手する計画であります。

電報の中継機械化につきましては、京都及び鹿児島局の二局を実施いたします。次に、町村合併に伴う電話サービスの改善計画は前年度に比し二億圓増の四十億圓をもつて実施することとし、二百二十八局の電話局の統合と二万一千七百キロの市外回線増設を行なつて、約五百区間の局間通話の即時化を実施する予定であります。

農山漁村電話普及特別対策につきましては、一般加入電話の増設と並行して無電話部落の早期解消をはかることとし、特に、農村公衆電話の増設に重点を置くことといたしました。すなわち、前年度に比し二億圓増の三十五億圓をもつて四千八百個の公衆電話及び約一万加入の共同電話を設置いたしま

すと同時に、団体加入電話を前年度と同様百力所に実施するより計画いたしました。

以上をもちまして三十四年度予算案の説明を終わりますが、次に、最近の労働情勢について申し上げます。全電通労組は、昨年十月十八日、公社に対し、従来からの継続交渉事項であります賃金体系中の等級撤廃等を含めた賃金問題のほか、年末手当の支給、技能検定制度の廃止等十五項目の要求書を提出し、秋季年末闘争に入り

ましたが、去る十二月十日未明、年末手当の支給等につき了解点に達し、その他の要求項目につきましては、継続交渉とすることによつて秋季年末闘争は一応妥結いたしました。

妥結に際し継続交渉となりました問題につきましては、引き続き誠意をもつて組合と交渉し、解決をはかるよう努力いたしたいと存じております。なお、この間、組合は数次にわたり勤務時間内職場大会等違法な実力闘争を行ひましたので、指導責任者及び参加組合員に対し、それぞれ相応の処分を行いました。

われわれといたしましては、引き続き正常なる労使関係を確立いたすべく努力する所存でございます。以上をもちまして説明を終わります。

○委員長(手島榮君) それではただいまの郵政大臣及び電電公社総裁からの御説明に對しまして、御質疑の御ありの方は、順次御発言願います。

○山田節男君 ちよつとその前に委員長の方に……。この今の大臣の御説明だと、NHKの予算案はできるだけ早い機会に提出すると、こういうお話を

んですが、これがあまりおけると、これは予算委員会も、もう少しとも中旬には参議院も始まるわけですから、ですから、NHKの予算案をできるだけ早く出す。だから、お見通しは大体いつごろになつてゐるのか、それを一つ郵政大臣にお聞き願つて、大体の予定を一つ立てていただきた。

○委員長(手島榮君) 今、山田委員からのお話がありました。郵政省の方でおわかりになつておりましたら……。

○国務大臣(寺尾豊君) NHK予算につきましては、目下鋭意作成をいたしておりますが、本月十五日ごろまでに提出し申し上げたい、かように確かな日にちを申し上げますと、二十日までは、二十日にはおくれずに、若干あとで印刷その他の訂正もありま

すので、二十日までには提出するようになつたかと思ひます。

○委員長(手島榮君) 議員横川正市君から委員外議員の発言を求めておられますが、これを許可することに御異議ございませんか。

○委員長(手島榮君) 横川君。二、三点御質問したいと思つておるのですが、十日くらいに出発するので十分時間がなないので、一つ簡略に申し上げますので、ぜひ一つの実現方を含めてお答えいただきたいと思います。

第一は、最近、郵政省で公営委託に申請された組合員の非組合員化についての申請は、たとえば、実務定員を管理定員に切りかえる場合に、この実務定員の持つております定数と、それか

ら管理定員として当然持つております
仕事の内容からくる定数と、これにつ
いてはどういうふうにお考えになつて
おりますか、まずそれを一つ。

もう一つは、特定局なんかの場合に
は局長代理というのを置いておるので
ありますが、これの実務についてはど
のように御判断になつていらつしやい
ますか。同時に、郵便局では副課長を
今回制定されましたが、副課長とい
うのは、これはまあ名称だけなのか、
それとも実務上課長職を担当するもの
であるのか、そなたで参りますと、
いずれもこの三つの場合は、管理定員
と実務定員の関係で相当むずかしい数
字的ないろいろ判断がありになつた
のではないかと、その点を一つ
お聞き申し上げたいと思ひます。

○国務大臣(寺尾豊彦) 御承知のよう
に非組合員化という問題につきまして
は、できるだけ、こういうことについ
ては慎重にやりたいという基本的な考
え方は持つておられますけれども、非常
にこのいわゆる管理者といたしまして
の仕事がふえた。それでいて非常に数
が少いということにいろいろの支障を
来たして、特定局といたしましては、定員
十七名というものを一応の基準にいた
しまして、一名を局長代理というものを
非組合員にしてほしい、それから
普通郵便局にいたしましては、御指摘
のように課長代理と、私もそう申し
ておるのですが、そういうことで、で
きるだけいろいろの管理事務の幅減を
した点を一つ十分に円滑にやりたいと
いうことでありますので、その間若干
の、管理事務がふえたということにお
いて、そういうことを強化した、非組合

員化をしたということによつて、別に
そう大した問題は起らぬのではないか
と、かように考へておるわけでありま
す。

○委員外議員(横川正市君) これは、
そういうふうには大臣の考え方で行われ
たのだとすると、幾つかの問題がある
のじゃないかと思ひます。たとえば、
十七人から三十三人まで一人の課
長代理を置く、あるいは三十四人から
六十七人まで二人の局長代理を置く、
六十八人以上は三人なんです。こうい
うことは、総合定員から来る管理者の
管理業務を云々するのだというふうな
数的に見るならば、私は事務上の問題
ならば、これは共通定員の割り振り
解決するものであつて、管理者とい
う何か非常に又エ的な性格のものを中
に置くことによつて、業務上のたぐさ
になつたものを処理するといふふう
に考え方が結びつくことは、少しおか
しいと思ひます。ですから、管理者
としての業務が多くなつたのだから、
これをどういふふうな定数をふやした
のだというところは、言いかえれば、共
通定員の中で、たとえば局長の持つて
おります所掌事務がふえた。だからこ
れを分担をしなければならぬという
ことになる。それならば、業務上の問
題で共通定員がふえてくれれば問題は解
決する。実務定員でなくとも、共通定
員がふえてくれれば問題が解決する、こ
ういふことになるのだと思ひます。こ
の点、非常に今の説明では、ちよつと時
間がないので十分納得することができ
ないのではありませんが、今の説明では
ちよつと納得しがたい問題がある。

第二の問題は、実はこれは私が在職
中に、公労法施行によりまして、組合

員と非組合員の範囲については、当時
の郵政の当局者とずいぶん長時間にわ
たりまして話し合ひをいたしまして、
そうして各事業所におけるところの管
理者とそれから組合員との区別を明確
にいたしまして、郵政当局も、その点
についてはきまつて賛成をされて決定
をいたしましたものであります。その
後、きめられた経緯を見てみますと、
これは一方的に郵政当局から申請をさ
れて、組合の意見というものは全然無
視をされて決定されたやうなものであ
りますが、この点については、省として
はどういふ御事情があらになつたの
か、この点を一つ明らかにしていただ
きたいと思ひます。

○国務大臣(寺尾豊彦) この点は一
つ人事部長から御説明申し上げたいと思
ひます。

○説明員(佐方信博君) 非組合の問題
につきましては、先ほどのお話の前段
のことにつきましては、いわゆる管理
監督の地位にある者といふものを、先
ほど仰せられたやうに数年前にきめて
あつたわけでありまして、ちよつと一
年ほど前に主幹と主事等の職名等につ
きましては、できるだけ実態に合ひよう
にということ、課長代理、局長代理
といふ職名を作つたのであります。そ
のときにおきましてはつきりしてお
りますことは、いわゆる日常の仕事
しながら、同時に分担事務をつかさど
りながら事務、人事を指揮していくと
いうことを書いておられますので、に
わかに仕事が変わつたわけではないので
あります。その意味で特に管理要員を
増員するといふ措置はとらなかつたの
であります。そのあとで、今度は非組
合員化の問題が起りまして、最近の仕

事の複雑さから考えまして、郵便局で
課長が一人おつて、その人が全部を指
揮していくといふことはなかなか十分
にいきかねる点もあり、やはり特定局
におきましては、大きな局で主幹の配
置のなかつたところにおきましては、
局長一人で局の運営をしていくとい
うことは非常に困難が多いといふこと
で、そのうちの課長代理、局長代理に
つきましては非組合員にしてみたい
といふ申請をいたしましたわけであり
ます。公労法では、審査をいたしました
結果、課長代理、局長代理は直轄全
員でなく、大体その局については、あ
るいはまた一課につきまして一人だけ
を非組合員化しようといふやうなこ
とになつたわけでありまして、なほ、法
規的に考えますと、この非組合員の指
定といふことは、必ずしも組合と話し
合ひの問題でもなかつたと思ひますが、お
話のやうに、第一回のときには、告示
後におきましていろいろな組合と話し
合ひがあつたといふことは聞いておるの
であります。今度の場合には、御承知の
やうに、一応われわれといたしまして
は、国交をしないといふことを言つて
おりますので、一方的に申請をいたし
たわけでありまして。

○委員外議員(横川正市君) 最後の点
からいへば、この国交権があるかない
かという問題とこの問題とが、何か時
間的に非常にふつり合ひな時期に出さ
れておつたから話し合ひができなかつ
たといふのなら、それほど差し迫つた
問題ではないので、永久に国交権がな
いといふことはあり得ないことであ
ります。目の先に見えたことですから、
幾らか時期をずらして、ある程度話し
合つた上で、こういう問題は解決すべき

ではないだらうかといふふうに、最後
のその点では私思ひます。ただ、そ
の説明の中にいろいろあるわけなん
ですが、私は、仕事の面で管理職的な仕
事、それから実務的な仕事といふふう
にかりに分けて参りました。たとえ
ば、本省なんかの場合には、次席であ
らうと三席であらうと四席であらう
と、その持つております仕事の内容と
いうものは、非常に現場に対する指導
的なあるいは指示的な仕事をやるわけ
なんです。責任の度合ひはおのずと違
うわけなんです。どこで区切りをつけ、ど
ういふふうにするかといふことになりま
す。大へんむずかしい問題があるわ
けでありまして、そういうことから第
一回目のときには、この公労法施行実
施後においても、相当長時間かかつて
この問題の話し合ひをしたわけなん
です。今度の場合は、法律的には郵政省
は申請すればいいことになつておるわ
けですが、しかし、非常にむずかしい
内容があるから、職員側ともよく話し
合ひたいといふ一回目の例を今回とり
得なかつたといふことは、きわめて遺憾
なことだと私は思ひます。その背
後に代表権の問題が云々せられる。し
かもそのバックに、私は組合弾圧とい
うやうな過激な言葉をあまり好みませ
んが、在来、郵政省は非常にその点では
思いやりがあつたと思ひますのであり
けれども、そういう結果がやはりこの
中に出てきているのじゃないか。さら
に、私たちが憂慮する点からいいます
と、組合の円滑な指導という問題、そ
れから業務の正常な発展という問題とい
うのは、これは密接不可分の問題なわ
けなんです。そういう不可分の
問題を全然離してしまつてものを解決

長からお取り計らい願います。

○説明員(大橋八郎君) ただいまお話の第二次五カ年計画の初めの計画よりも、三十四年度において多少変わって参りましたので、あるいは五カ年計画そのものがすでに変わったのじゃないかというふうなお含みの御質問だと思います。私としては第二次五カ年計画全体にわたつての改正案というものをまだ作っておりません。これから逐次調査をいたして参りまして、取りあえず三十四年度の予算提出において一応の見込みを立てて、今度予算を要求しておりますが、これから三十五年度の予算を編成するにつきて、このようない時的な変更はやはりいかなので、根本的に考え直さなければならぬという考え方、目下調査を進めようとしております。すでにできた第二次五カ年計画の改定案というものはまだ実は作られておりません。この点お含みおき願いたいと思います。

○山田節男君 それはわかるのですけれども、少くとも第一次の五カ年計画で当委員会に示されたこの案と実際の案をみると、やはりプランというものを基幹として、これをきめるわけですね。たとえば第二次五カ年計画の第二年度において、これはただ私新聞で聞くのみであります、たとえば建設勘定は八百五十億、電電公社は九百五十億要求したところが、政府のところで百億切られた、そういう操作ですね、それはやはり私はそのときのいろいろ政治、経済、財政の事情でそうなるたとしても、少くとも第二次の五カ年計画というものはあるのですから、しかも第二年度において、非常に大幅とは申しませんが、むしろ民間

の需要に対する対策として修正せざるを得なかつた。ですから電電公社としても対政府の財政金融上の問題としましても、それからまた今日ことに最近ひどくなつた電話の積滞問題ですね、積滞の緊急性というのから見て、どうしても私は第二年度以降において将来いかにディベロプするかということについては、全体のこれからの四カ年のプランというものは持たなくちゃいかんと思う。ですから先ほど申し上げましたように、数字の点においては、これはあるいは厳密にいろいろ違つてくるかもしれない、大きな違いはないにしても違つてくる、これは私はわかるのです。大体プランとしてのラフなものでもよいと思ひますから、この建設勘定において四年先においてどうなるかというくらい、一つの目標は作つておかないと、この第二年度の修正案というものをわれわれが審議をする上において、見通しをわれわれが持たないと、四年先はどうなるのだということ、これは持たないといかん、ただ行き当りはつたりでやつていくわけじゃないのですから、これは総裁の言葉はわかりませんが、きわめてラフなものでもよろしうございしますから、四年間で電話はどのくらいになるのだという、きわめてラフな見込みは立てられないといけません。ですから総裁のお言葉だけでも責任のあるものを出せと、私はそこまで言うわけじゃない、アウトラインだけでも示していただきたい。

○説明員(大橋八郎君) 御趣旨はよく了解いたしました。この際五カ年計画の第二年度を修正するといふ確かな改定案としてはまだできておりませんが、

れども、一応この際の目安を出せ、ごくラフなものでもいいからということでありますれば、これまたできるだけ早い機会にお手元に差し上げたいと思います。これで一つ御了承を願ひたいと思います。

○鈴木強君 ちよつと時間があるようですから。あらためて私公社の問題は次回に質問しますが、今の問題ですね、昨年拡大修正をするというふうな意見が大臣から述べられて、私は当時率直に反対しました。しかし第二次五カ年計画というのは、公社が長年研究されて、すでに国会にも提案されて、その建設資金四千億についても非常に不安定な、われわれ自身から見ると、インフレーションのあるような内容であつたことは事実です。あなたが新しくかわられて総裁になられたのです、しかし経営委員会の委員長として、少くとも過去四年間なり五年間なり電電公社の事業に携つてこられたわけですから、少くとも政府から付託された通信行政の中の経営というものは、あなたのやつておられた経営委員会において、もう繰り返し審議をされて、国会まで提案されたとは思ひます。ですから、そういう公社の総力をあげて決定をした五カ年計画というものがあつたのだから、私はあえて三十四年度に思ひつきの拡大修正をするような内容を持つた予算の組み方については非常に危険性がある、自己資金に問題があるといふことで、私は意見を出しておつたのですが、まあ自民党の諸君の方がだいたい同意感込んで、建設財源についても考えられるような話を実は聞いておりました。しかし実際に

ふたをあげてみると、九百五十億というのが八百五十億になり、公費債百十億ですか、百十億といつたのが二十五億に切られ、運用部資金百億といつたのが最初はゼロだつた、そして第二次の査定が何かで二十五億になつたのですけれども、結局そういう百二十億というものはある程度保証するがごとく見せかけておいて、実際にふたをあげてみれば五十億程度しか入つてこないという、こういうふうなやり方が何かしら私は思ひつきのに考えられてしうが、結局当初千八百六十三億の収入目標を、二億上げで千八百六十五億にして、足りない分は自己資金からとつて、五万個ふやせぬから三万個ぐらふやせやうといふことでもつてやられた。こういうことならば、私は非常にわれわれ国会の中で見ておつて、せつかくわれわれに示して、問題があるからもう少しお考えなさいといふにかかわらず、大丈夫だといふて始めた四千億であつて、今度五千五百億くらいにするのだという話も聞いておるので、すけれども、何か思ひつきのな計画を出されて非常に迷惑しておるのです。国民だつて二十五万個を引いていくという公社の第二次五カ年計画を期待しておつたでしょう。三十万個に今度またしますといふことをいつて、途中でそういう二十五万個だ、八万個だといふようなそういう無計画な、実施のできないことをやられては迷惑だと私は思ひます。だからその意味において、山田さんのおつしやつた第二次五カ年計画を修正するのじゃないのか、あなたの方ではまだ修正するのじゃない、と

いうこと、こういうことでおやりになつたのは私どもも知つておりますが、ですからことしの秋ごろですか、第二次五カ年計画を修正するかどうかといふことをきめるのだというお話を聞いておりましたが、しかし少くともわれわれとしては今のままではそれも信用できない。だから今言われたような、これは四年間の問題に対して、秋ごろなんと言わずに、さつそく私は総力をあげて一つ検討していただいて、われわれの自信の持てるような案を一つ示していただくと、強く私は要望しておきたいと思ひ、この機会に。

○説明員(大橋八郎君) 先ほど申し上げましたように、第二次五カ年計画の修正案というもののやや確信の持てるものを示せといふ御要求であります、まだそこまでの操作はできておりませんので、改定案そのものをこの際にお目にかけられるまでにはちよつといたしかねると思ひますが、先ほど山田先生からお話のありました三十四年度の予算審議についてとにかくその見通しをある程度まで立てなければ審議がやりにくいという御趣旨でありますので、現在のところ私どもの考えております今後の見通しと、また将来の改定に對する一応の腹案という程度のものであればお目にかけられるだろう、かような考えで申し上げた次第でございます。

○山田節男君 今鈴木君も強調されたんですが、御承知のように国会は衆議院と参議院の両院の協議の補充を急速にやれといふことを二回も決議になつて国会の意思になつておるわけですから、その第一の五カ年計画で一つその期待に沿つたとしたところが、第

二次の五カ年計画の初年度においても早くも電話の架設の方において需要に応じ切れないうち、この事態を私は第二次五カ年計画の第二年度において幾分修正しなくてはならないというこゝとなんです。私も今回東海一名古屋、静岡あるいは伊東等まわつてみて、電話の積滞数というものは、過去数年前と今日では非常に電話の積滞による経済的、社会的な損失が非常に大きく出ている。これは今日の経済上、社会上的変化だと思ふ。だから少くとも第二次五カ年計画においては、従来のような、電話の架設に關する限りにおいて、もイタチごつこのような状態を早く脱却しろというのが国会の意思のわけだ。それが公社経営にし、また第一次の五カ年計画を立つたわけだ。それから今日依然として、やはり第二次五カ年計画の第二年度において二十八万個の電話の架設ぐらゐでは、この急激な電話の拡充ということはむずかしいんじゃないか、ですから少くとも第二次五カ年計画第二年度からの四年間においては、国会の意思に沿うような、今の積滞数に對するイタチごつこのような状態を脱却するということが、これは公社としては絶対至上命令になつておる。ですからあなたはあなたの方として経営の責任者として、この国会の意思に沿うように、これはどういふ計画をしなければならぬか、それがためにどういふ経費を要するか、これは一応のその計画をお立てになれば、やはり郵政省の方、大臣と、五カ年計画のワケというものは、将来四年間の財政計画等については今日の岸内閣に對して、郵政大臣を通じてある一つの言質を取つておくというぐらゐにまでしま

せんと、どうも過去五カ年間の電電公社の計画の遂行状況を見ますと、いつも困るのは、毎年度の建設勘定、寺尾郵政大臣をもつてしても要望よりも百億減になつておるといふこの情勢なんですから、なおさら三十四年度以降における四カ年間の計画というものは、これは精密なら精密であるほどよいし、いけれども、しかし幾分ラフなものであつても、これは政府にお出しになつて、財政的な確保を講ずるといふきめ手をつたあなたの方作るといふことが非常に必要だと思ふ。ですから私が非常に要望と質問を申し上げたんですけれども、これはぜひ一つそういう意味で、やはり過去の轍を繰り返さないために、やはり郵政省と郵政大臣の政治的使命において、ワケを少くとも最低限度まできめておくといふために、あなたプランをお持ちにならぬと折衝できないわけだ。政治的な折衝ができないわけですから、そういう意味で私はぜひ、むずかしいかも知れぬけれども、こういう修正予算を出しにしたいというので、これに準じたその後の三カ年間の案はこれはできないことではないと思ふ。こういう点において、私はわれわれに示されると同時に、政府に對する折衝、これは私は十分一つおやりになることが必要だと思ふのです。だからさういふ意味で私は要望申し上げておくといふことを一つお含み願ひたい。

○説明員(大橋八郎君) ただいまのお説、十分に承りました。できるだけ御趣旨に沿うように進めたいと思つております。これは御承知の通り第一次の五カ年計画で大体毎年二十万前後のものを架設したことは御承知の通りであります。当時の考え方いたしました第二次五カ年計画では、まず年々二十四万程度の申し込みがあるものと当時予想いたしました。それ以上かけて幾らかずつでも積滞数を減らしていこう、こういう考えのもとに大体平均二十七万、百三十五万の五カ年間に架設をやろう、こういうことで第二次の五カ年計画ができたことは御承知の通りです。ところが当時考えました年々二十四万という申し込みの、まあ見込みが非常に甘かつたといひますか、少な過ぎたので、最近の情勢から見ますと、大体、三十万をほとんど下らないような申し込みがあるのであります。従ひまして第二次五カ年計画の予定の状況では、ますます積滞数がふえていく一方だ、どうしても、年々三十万以上上つけないければ、積滞数を減すわけに参らぬという最近の状況なんです。そこでとりあへず、三十四年度の予算におきましては、せめてこれ以上ふやさないという程度において、三十万つきたいというのが、最初の私どもの考え方で予算を要求いたしましたのであります。それが、まあ各種の状況で、とても金の都合その他で、そうはいかぬということになりました。御承知のように二十八万ということになった。この状況でありますと、積滞数が、ますますふえるといふことは当然やむを得ないことと思ひます。私も私として、今後ぜひ三十五年度以後の会計におきましては、これ以上積滞数をふやさないだけでなく、できるならこれを少しずつでも減していきたい、こういうような考え方第二次五カ年計画の

改定をやろうとして、今調査をいたしております。その最後の精密な調査を待つておりました。今の御要求にとりてい追いつくわけに参りませんから、ごくラフな、一種の腰だめの考え方でも、お手元に差し上げる、かように、今考えておる次第であります。○鈴木強君 總裁の言われることはわかりませんが、要するに、われわれが早く出してもらいたいという狙ひは、あなたに言つてもしょうがないと思ふんだが、それは六十万という積滞数が現にあつたんですから、それが二十四万になろうが、二十八万になろうが、三十万になろうが、需要というものは、多少の変動はあるでしょう、経済界の状況によつて。しかし六十万という積滞数は、明らかに申し込み人だけであつて、これはもう電話がつかぬといふことは、一般的に宣伝されておりますし、つきませんから、東京でもまた、五年ないし六年くらい前に申し込んで、電話がつかぬという苦情が出ておるわけでありまして、あきらめて、欲しいけれども申し込みない人があります。潜在を含めると、おそらく二百万以上の積滞が第二次五カ年計画をお考えになるときにあつたと思ひます。そういう中で、二十四万を何とか、新しくふえる需要を解消していこうという立場に立つて、計画を立てられたと思ひます。公社としては、もう三十万でも四十万でもできるだけ積滞を早くなくして、きょう電話を申し込んだら、あしたつくといふような形になるようにしたいと私は考えておられると思ひます。要は、建設資金の問題であつて、わ

れわれは、最初四千億という第二次五カ年計画の総体としての予算の中で設備負担法が切れる三十六、三十七年は明らかに六十四億、二カ年の百二十八億は、ないものを計算してあつた。それを私は指摘しました。当時の副總裁はゼロにしてくれといふので、六十四億を二年ゼロにしたと、そうすると百二十八億といふものはなかつたんです。これでほんとうにできるのかと言つたら、当時の田中郵政大臣は、政府としても積極的に協力して、とにかくやりますといふことであつたので、われわれはそれを期待して了承しておつた経過があると思ひます。ですから私は、大臣にどうしても計画してもらわなければならぬのは、今山田さんがおつしやつたように、電電公社として一つの計画性をもつてやつておるんですから、それに対して政府当局が、自信の持てるやつぱり建設資金の裏づけといふものを考えてやつて、そうして立てなければ、これはだめだと思ひます。公社は、かりに三十万つきたいという要望があつても、実際これは、予算折衝の上において百億削られてしまふということになる。と、実を結ばぬわけですから、やはり岸内閣が電気通信事業、特に電話の需要といふものに対する熾烈な要望にこたへる基本的な政策を立てていただいて、公社と密接な関係をもつてやつてもらふねと——もう、第二次五カ年計画を立てて、これでいくんだと思つたら、途中で変える、その変えるのも、成功してくればいいんだが、今言つたように、ふたをあげてみると、期待はずれのものが出て来て、これじゃ何かわれわれ国会の中におつても、積滞

をどういうふうにして解消していくかという基本方針すら明確に立たないわけです。

ですから、これは大臣も大いにやっつけてくれると思うんですが、大蔵折衝の中で、ああいうことになったことは、これは非常に政治的には、重大責任があると思うのです。大臣としては、だからそういう点を一つ、十分考えていただいて、これから四カ年か、あと残された三カ年か、大体どういう方針でいくのかということ、早く、これはことしの秋までといわず、私は立てられると思うのです。大臣として、そういうものをやはり立ててもらって、そうして第二次五カ年計画は、こういうところにミスがあつたから、今度は、こういうところを拡大修正するならば、というところは、必ず実施していくように、私は自信の持てるものをもつてやっていたら、事務当局として、二十四万、二十八万、三十万と、計画を立案して、またそれを変更していくことは、事務当局でも大へんな迷惑です。だから、そういうむだのない方法を立ててもらいたいというのが、僕の考えです。

ですから、そういう点を一つ、大臣も十分配慮していただいて、われわれの要望にこたえて、できるだけ早く、これからどうするかという基本方針をおきめ願っていただきたいと思ひます。

○国務大臣(寺尾豊君) ごもつともだと思ひます。この九百五十億の三十四年度の予算獲得について、百億の削減をされるということについては、はなはだ遺憾に存じます。

ただこの企画庁、また私の方の政議会できめました第二次五カ年計画というものが、あまりにも需要に対して規模が小さかつたというところは、私も三十四年度の予算編成のときに、資金計画、事業計画を立てますときに、非常にそれを残念に思つたわけなんです。今お示しのように、三十二年の最後においては、六十万の積滞数が出た、こういうことで、四千億の五カ年と申しますならば、まあわずかに八百二十億という計画でありますから、こういうことでは、とうていこの需要に足り切れないということ、当時ちょうど梶井さんがまだ總裁のときに、これは計画を一つ大幅に変えなければいけない、拡張しなければならぬということ、それから、政調会等にも諮りましたところ、それはもう三十四年度の年次計画としてでもやらなければならぬし、党としてもやはり五カ年計画を立て直しをやるといふことが、まず大事じやなかろうかというような意見もありまして、三十四年度を、三十四年度オンリーの事業計画として、ああいう予算を立てたわけでありまして、けれども、そういう点に、若干大蔵省との間における連絡と申しますか、了解点等も、やや不十分であつた。また大蔵事務当局などが、昨年の七百五十億、弾力条項を加へましての七百八十億に対する予算との関係等にこたわつて、ついに八百五十億というよりなところに切られたのであります。これは、私は責任を感じております。

今山田、鈴木、御両所のお示しもありましたが、總裁の、一つ今後の五カ年計画に對しまする年次計画を立てていただいて、党にも十分その点一つ説明いたしまして、五カ年計画の修正と申しますか、この立て直しを根本的に一つ、内閣の方針として打ち立てて、これに對して御要望に沿うように、またできるだけ積滞数を解消していけますように、努力いたしたいと思ひます。

○鈴木強君 もう一つ、大臣にお伺いしておきたいのですが、さつき山田委員からNHK予算の問題について、二十日ごろには、国会提案できるだろうというお話があつたのですが、ちよつと私はお話をあつたのですが、ちよつと私はいろいろ問題があると思ひますが、昨年、とくにNHKの予算をわれわれ審議した際に、経営の実体から見ても、非常に危険な予算であるといふことを私は指摘しておつたのですが、NHKの公共性という立場から見ると、それにテレビの拡張もありまして、NHKも非常に大へんだと思ひます。ですから、この際思い切つた施策を政府も考へてやらなければならぬと、われわれも考へておつたのですが、われわれは、こういう方法においてやつたらどうかという氣持を持つてゐるので

というのテレビが非常に拡充されてきますから、どうしても拡充資金といひますか、そういうものが必要になつて参りますので、この際、政府が一つ思い切つて、NHKに對して融資をしたらどうか、そしてこれは、造船なんかの場合は、利子の補給等もやつておつたのですが、公共放送を正しく発展させていくという意味において、そういう方法をとつて、そしてテレビが、今後五年なり六年なりたち

ますと、相当監視者がふえてきます。そうして経営にゆとりが出たときに、その資金を返還していく、利子は、政府が一般会計から補填してやる、こういう方法をとつて、NHKの立て直しをしたらどうかという氣持を私は持つておるのですが、世上、料金値上げというふうな話も、田中郵政大臣當時から出ておりました。

これに對しては、やはりテレビとラジオとが発達しまして、同じ家で、二つ引いておきますと、どうかすると、ラジオの方をあまり聞かなくなつてしまふといふことから、料金のある程度は是正をやつたらどうかという意見すら出ておるときですから、私は、料金値上げといふことに對しては、非常に問題があるかと思ひます。絶対大多數の家庭で、ラジオを引いておるわけですから、これを今申し上げたような資金措置をやつても、決して非難はないと思ひますが、二十日ごろ提案されるというお話ですから、それからでもいと思ひますが、私は、そういう思想を持つておられますが、どういふうちに、大臣はお考えになつておられるのか、あるいは料金値上げといふことをお考えになつておられるのか、その予算の編成に對して御相談にあずかつていと思ひますから、一つお聞かせ

○国務大臣(寺尾豊君) これは、目下検討をいたしており、二十日ごろには、各議員の皆さんにも御提出申し上げることができると思つておりますが、NHKといひましたし、ラジオ関係につきましても、昨年、すでに値上げ問題が一応考えられ、了承を得られた形でありましたものが、時あたかも、経済

事情その他で、これが許されずに、借入金をもつて充てたといふことでありますから、最小限度の料金の値上げをいたしたい、そして老朽施設を改善をする、そしてまた、離島地域等の解消とか、その他の点に、そういうものの万全を期したいといふこと、もう一つは、御指摘のように、ラジオの受信料値上げは、テレビの方にこれの使用を許されておられないので、テレビは、特にテレビの開局に當りましては、民間局に先んじて開局をするといふことにいたしませんと、民間局が開局されたあと、このNHKが開局しておるといふと、ただのを見ておつて、そこに料金を取るといふようなNHKがあつて出てくるというところに對しては、料金徴収といつたやうな面にも、非常に感情的なものも出てくるというところで、この三十四年度におきましては、テレビ局の新設に相当金が必要といふことで、現在私のところにおるわけでありまして、

それでありまして、私といたしましては、できるだけ、そういう点も十分検討いたしまして、これをどういふふうにするかといふことを、鋭意、目下いろいろ検討いたしておるわけであり

そういう意味におきまして、利子補給といふやうなものをやつてもしかるべき事業ではないかといふことも考へておりますが、こういう点も、必ずしもそういうものが成功するかといふことにつきましても、まだ難たる見通しも持つていないので、差しあたつて相当額、テレビ関係には融資を心配してやらなきやならぬ、かように考

えておりますが、早急に、こういったような問題を解決いたしまして、二十日には提出したい、かように考えております。

○山田節男君 電電公社に、もう一つお伺いしたいのですが、過日、名古屋へ行きまして、あの周辺に、まだ土地がきまつてないかもしれないが、東海製鉄所ができる、このことは、やはり電話の管理者とすれば、頭痛の種になっておるといふ事は話があつたのです。

これは一例ですが、ある一つの大きな工場ができれば、その周辺に、やはり部落がたふさんできて、一つの都市の形態を持つ、こういった例は、他にも幾らもあると思うのです。一体、電電公社として、われわれが、このことをイタチごつこの一つの悪循環を断つためには、どうしても思い切つて、何と言いますか、五カ年計画なりによつて、悪循環の一端を断ち切るということが必要だと思ふ。

これについては、ことにアメリカの例を見て、非常にわれわれ感心した点は、大体、こういった都市は、将来発展するだろうというふうな目ぼしい所は、あらかじめ電電公社なら電電公社が、将来の開発をどういうふうに行つていくか、最も有効に、経済的にどうしたらいいかという、一つのディベロップメントに対するプランというものを作つておるわけです。ところが日本は、こういうふうに、まるで電話の需要に追いつかない状態ですから、こういった点が、比較的にがしろになっておる。これは私否定できないと思ふ。

しかし、今後今の第二次五カ年計画

を御修正になるにしても、こういったような、将来、こういった点は、必ず電電公社として開発のプランをせなくちゃならぬという点が多々あると思うのですが、これは、今日までは、余裕がなかつたということも言われるかもしれないが、しかし、国民の電話に対する経済的な価値からいへば、そういったような一つのプランも、私は相当なものを持つべきじゃないかと思ふ。

私案閣にして、今日まで、そういったようなものを電電公社は、お持ちになつておるかどうか、実は存じませんけれども、この電話の開発というところ、これは御承知の通り、土地問題とか、いろいろな問題がありますから、いろいろなお知らせ、土地も安く購入できるとおけば、土地も安く購入できるじゃないか、その他のガス、水道その他のものが引かれないうちに電線を引けば、最短距離で非常に経済的にできるじゃないか、その他いろいろのことは利点があると思ふ。電電公社としてこういった電話の将来の開発に対する対策というものをもちなうかどうか。おやになつておればもちろんけつこうな話ですけれども、こういった点に對して總裁はどういうお考えをお持ちになつておるか、先ほど御質問申し上げましたイタチごつこの解消するということの意味で、一つの重要なファクターだと思ふのですが、この点に對する總裁の御意見を承つておきたい。

○説明員(大橋八郎君) ただいまの御意見、まことにごもつともだと思ひます。

ただ、御承知のようなわけで、今日は、むしろ一般の需要に追いつけられておるようなわけでありますので、今日までの経営では、おそらく御指摘の

ような点までは、手が回りかねておつたのだらうと思ひます。

ただ、今度の五カ年計画なり、またその次の五カ年計画、将来の計画を立てる場合には、ただいまの御指摘のようないことも、むしろこれは考慮に入れた考えなければならぬわけでありまして、いずれにいたしまして、全体の数をふやすということがやはり根本になりまして、それには、財源をどう調達するかということが一番最後のきめ手になると思ひます。私どもとしては、できるだけそういったものを考慮に入れながら、今後の計画を立てていきたいと、かように存じております。御指摘のようない理想にマッチする計画というところもなかなか立ちにくいと思ひますけれども、大体そういった心がけでこれからやりたい。

かように考えております。

○山田節男君 これは總裁、金のかかる、めんどろなというふうな意味でなくて、やはり結果において、それは画餅に帰するかもしれないという、これは、實際あなたの当局者としての御懸念があるという事は、これは、私はわかる。わかりますが、今申し上げてゐるのは、公社の長い経験というものをから考えて、やはり将来のディベロップメント、将来こういった点はこうなるだろうというくらいの見通しは、つくと思ふ。それに対する一つのプラン、それは、今つけられぬのだから、放つておけばいいじゃないか——これでは、いけない。そこに従来の電電公社が国営から公社に移して、もう少し、ものを計画性を持たせてやつてもらいたいという点は、そこにあるのです。むだじゃないのです。

ですから今の總裁のお気持は、現実問題としての気持はわかりますけれども、それであるがゆえに、電電公社の計画というものが変更を余儀なくされておると思ふ。ですから画餅に帰する、帰せないの問題は、別問題として、当面着手できる見込みのある、ないにかかわらず、そのプランは、やはり公社であればこそ立てるべきであり、また立てられるのですから、今の總裁のお考えは、これは現実問題としてはわかりますけれども、公社全体のこういった大きな組織というか、国家的使命からいへば、これは決して不経済でないのです。そういった点は、もう少し私は積極的に、そういった点にあなたが関心を持つていただかないと、いつまでたつてもイタチごつこの状況を解消できないんじゃないかと思ふのです。なおこれは十分御研究願ひたいと思ひます。

これは決して私はよけいな金をかけるといふような意味じゃなくて、長い目で、これは当然持たざるべきものだと思ふ。これは経営者の長い目で見た——責任があると思ふ。

○説明員(大橋八郎君) ただいま御指摘の点まことにごもつともと考えております。

今後の研究に當つては、十分その点も考慮いたすつもりであります。

○前田佳都男君 山田、鈴木両先生から、電話の拡充について、非常に熱誠あふるのお言葉があつたわけですが、電話の新規需要並びに潜在需要等を加えていく、電話の積滞数がだんだんふえていく、これではどうにもならない。第二次五カ年計画の改訂を早く出せといふような御要望、われわれも同感でございます。

ただ、昭和三十四年度の建設勘定の計画は、九百五十億から八百五十億に査定されたということは、われわれも非常に残念であります。ただ最初の第二次五カ年計画では八百十五億の計算だつたと思ふのです。それが八百五十億までに、わずかでありまして、ふえたことにつきましては、これは郵政大臣を初めといたしまして、電電公社の總裁、非常に努力をされたという点は、われわれも、その努力は認めなくちゃいかぬと思うのですが、今後さらに、第二次五カ年計画の根本的な改訂版を早く出せといふ御要望は全く同感でございます。

それから、もう一つ伺いたいのは、電電公社に伺いたいのは建設勘定であります。建設勘定の、今年度の進捗率であります。この御説明を拝読いたしますと、十一月末までに四百八十七億五千百万円を支出いたしまして、進捗率は五八・〇というふうに書いてございまして、この進捗率は、前年度に比較をいたしまして、どういふふうに一体なつておるか、進捗率は、相当前年度よりいいのか悪いのか、その点をちよつと教えていただきたい。

○説明員(大橋八郎君) 現在の状況を前年度に比べますと、幾らかおくれしております。大体一月内外——まあ一月くらいおくれしているんじゃないかと思ひます。

ただし、公社になりましたから今日までの毎年の進捗状況を見ますと、前年度つまり三十二年というものが、いまだかつてない非常ないい進捗率で、それに比べますと、今申し上げたように約一月おくれしているんじゃないかと思ひます。

しかしそれ以前の三十一年度あるいは三十年度等に比べますと、ことしの方がよほどよい。大体理想からいいますと、昨年同様もしくはそれ以上によくしなやならぬとは考えますけれども、ことが特に、多少、昨年に比べましておくれしました事情は、くんでいたかと思ひます。は、ちよろど三十三年度の予算を組みますときは、御承知の通り、ちよろど第二次五カ年計画改訂の時期に当つておりました。その改訂のための調査が非常に多忙をきたしたために、準備といひますか、幾らか準備がおくれた、そのことが、ちよろど三十三年度の進捗率の上に影響して参つたというわけでありまして、ちよろど特殊な事情があつたために、幾らか昨年度に比べますと、おくれしております。ただしその前に比べますと、決しておくれしていないので、むしろ進捗率がいいと申し上げていいかと思ひます。

○前田佳都男 あと、残すところ十二月、一、二、三と、あと四カ月でありまして、あと四二の進捗しなければならぬというふうなことを考えますと、相当の努力をかけていただいた方がいいのじゃないかと、われわれ、あまりこのことは詳しく知りませんけれども、思ひますので、その点十分御善処願ひたい。

○説明員(大橋八郎君) 御説の通りに、できるだけ奮勵して、進捗をはかるようにしたいと思ひます。

○山田節男 郵政大臣に、ちよろどこれに関連して質問申し上げたいのですが、あるいは秘密会というのをいいますが、いわゆる来年度の政府の予算を見ますと、財政投融資が一十億

以上ふえております。そういう点から見ますと、今回の電電公社の第二次五カ年計画に対する建設資金の中で、運用資金が十億に、それから簡保資金が十五億、二十五億くらいしか来ていないわけでは、

前に三十三年度の予算のときに、田中郵政大臣にも、一体どうして取れないのだ、しかも郵政大臣としては、貯金それから保険、莫大な金を擁しながら、あまりにとりよりはいさしやないかといふ、実は、他の委員からの御発言があつたわけでは、まあ寺尾大臣として、いろいろ政治力を発揮されて御奮闘なさつておることにはわかるのですけれども、どうも、従来電信、電話、あるいは郵政関係に對して、これは郵政大臣の政治力というよりも、こ

ら、率直なところを一つ、お聞きすることができないものでしょうか。

○國務大臣(寺尾重君) まことに非力でありまして、こゝろの点については、百億削減を受けたという点につきましては、申しわけがなかつたと思ひます。ことに御指摘のように簡保資金といふものは、私が運用権を持つておるという、こゝろのことからいいますならば、九百五十億のものは、せめて九百億くらいは私としてはせひ出すべきだといふことは、大蔵大臣にも、もう数次にわたつて交渉をいたしたのであります。そのことがならなかつたといふことは、大體だいたしましては、電氣通信事業といふようなものについては相当、これは関心を持ち、重点を置いておるわけでありまして、たまたま三十四年度の電電公社の予算といふものが、先ほど申し上げましたように、最初の昨年度の七百五十億及び弾力案項発動によりまして七百八十億といふたやうなものであつたり、五カ年計画といふものが四百百億くらいであつたり、そのスタートが、非常に消極的な、積滞数を当然解決しなかならぬ、解消しなかならぬのに、非常に内輪の第二次五カ年計画であつたといふやうなことが、大蔵省事務当局あたりに、非常に浸潤をいたしてありまして、昨年これこれだから、こゝろはこれいいじゃないかといふやうなことが、さういふ考えであり、これを何回となく、これに説明を加えたのであります。これは、ついに私の政治力の乏しさで、そのことが成就しなかつたといふことは申しわけないと思ひます。

た、先ほど山田先生並びに鈴木先生から御指摘のありましたように、この第二次五カ年計画の残り三年をどういふようにするか、五カ年計画の立て直しをしなければならぬのじゃないかといふ御指摘によつて、近く政調会の通信部会等も開かれますから、そこに、この五カ年計画の残り三年間におきます計画といふものを新たに一つ、拡大をしてもらうように努力をいたしまして、党の基本方針も、こゝろのやうな相当の計画を持つております。その計画に對する予算は、当然これは出さなければならぬといふ党の政調会あるいは企画庁その他内閣の方針をいたしまして、がつちりした拡充計画を立てさせて、もちろん私は、長くありませんけれども、自民党の来年度におきます予算に對しましては、万全を期したいといふやうに決意いたしてあります。すから、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(手島栄君) ほかに御発言もないやうでありますから、本日は、これをもちて散會いたします。

午後三時四十二分散會

十二月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、広島県尾道市山波町に特定郵便局設置の請願(第四〇号)

一、高知県長岡郡南部地区の電話施設整備統合に關する請願(第七五号)

一、高知県後免町小笠分には無集配特定郵便局設置の請願(第七六号)

第四〇号 昭和三十三年十二月十日受理

広島県尾道市山波町に特定郵便局設置の請願

請願者 広島県尾道市長 天

野産三外十六名

紹介議員 宮澤 喜一君

広島県尾道市山波町には市の受託して簡易郵便局が山波出張所内にあるが、現在尾道市は赤字財政再建計画のため機構縮小計画の折柄、県の方針として本庁から八キロ以内の出張所は原則として廃止することが予想され、当山波出張所の廃止も検討されており、これが廃止と同時に簡易局の受託契約も解消されることとなり、本町における通信、金融機関は全部遠距離にある旧市内の郵便局、銀行を利用すること必至の現況であつて、本町地元の不便はもちろん、本市内最大の工場所在地としての本町将来の発展にも大きな影響があるから、本町に特定郵便局を設置せられたいとの請願。

第七五号 昭和三十三年十二月十一日受理

高知県長岡郡南部地区の電話施設整備統合に關する請願

請願者 高知県長岡郡後免町長

紹介議員 坂本 昭君

高知県後免町、香長村の電話施設統合については、領石局の後免局への従局合併が実現することとなつたが、昭和三十四年十月一日から後免町、香長村、野田村、岩村、岡豊村を合併して南国市として市制施行が実現することとなつており、従来地元民が後免電報電話局へ施設の統合を要望していた日章、前浜、稻生、十市各郵便局はすべて同一市内に包含されることとなるから、三十三年度か三十四年度に後免電報電話局の敷地を確保し、引つ

つき局舎建築、四郵便局の区内を統合して自動式電話とせられたい、もし右の案が多少でもずれる場合は、三十四年度計画として、日章を後免へ集中合併、前浜を後免へ従局合併、十市を稲生へ集中合併実施の上、自動改式時に稲生を集中合併せられたいとの請願。

第七六号 昭和三十三年十二月十一日受理
高知県後免町小笠分は無集配特定郵便局設置の請願
請願者 高知県長岡郡後免町長 金堂久喜

紹介議員 坂本 昭君
高知県後免町の南部野中地区を中心とする折年、小笠、甘枝、下末松等の營農地帯は、人口の密度、産業の形態、市街地形成上等から必然的に町内外会社との連絡、中小企業者の取引、交渉等による普通物品送達等は日七百数十件でかつ郵便物の大半は特殊郵便物であり、現在までにこれら郵便物送達のため貴重な時間を費し、時には作業を中止して後免郵便局に向き郵送を依頼しているありさまであり、また郵便資金等の受払にしても遠隔のため十分なる利用すらできない実情にあるから、すみやかに本町小笠分十二番地に無集配特定郵便局を設置せられたいとの請願。

一月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案
郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案

郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案

金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案
郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案

第一条 政府は、大蔵省預金部等損失特別処理法（昭和二十一年法律第五十六号）第四條第二項の規定にかかわらず、同項に規定する差額に相当する金額のうち同法第五條の規定により債権が消滅した郵便貯金又は郵便振替貯金の金額に相当するものを、当該郵便貯金又は郵便振替貯金の預金者又は加入者であつた者（相続人その他の一般承継人を含む。以下「郵便貯金の旧預金者等」という。）に交付することができる。

2 前項の規定により郵便貯金の旧預金者等に交付する金額には、同項に規定する郵便貯金又は郵便振替貯金の金額に相当する金額が昭和二十四年二月二十一日から昭和三十四年三月三十一日までの間郵便貯金又は郵便振替貯金として継続して預け入れられていたものとした場合に附されることとなる利子に相当する金額を加算するものとする。

3 郵便貯金の旧預金者等は、この法律の施行の日から起算して二年以内の第一項の規定による交付の申請をしないときは、その交付を受けることができない。
4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による交付に關し必要な事項は、政令で定める。
（交付金に關する非課税）
第二条 前条の規定による交付金については、所得税を課さない。
2 前条の規定による交付金に關する書類については、印紙税を課さない。
（繰入及び資金の交付）
第三条 第一條の規定により交付すべき金額（同条第二項の規定により加算する金額を除く。）に相当する金額は、予算の定めるところにより、資金運用部資金から資金運用部特別会計の繰入に繰り入れらるものとする。
2 第一條の規定により交付すべき金額は、予算の定めるところにより、資金運用部特別会計の歳出として郵便貯金特別会計に繰り入れらるものとする。
3 通信大臣は、第一條の規定による交付に必要な資金をその指定する出納官吏に交付することができる。
（不要額の繰入）
第四条 前条第二項の規定により郵便貯金特別会計に繰り入れられた金額のうち、第一條の規定による交付をする必要がなくなつた金額があるときは、当該金額は、予算の定めるところにより、同会計から資金運用部特別会計の繰入に繰り入れらるものとする。
2 前項の繰入金の額のうち、第一條の規定により交付すべき金額（同条第二項の規定により加算する金額を除く。）に相当する金額は、予算の定めるところにより、資金運用部資金から資金運用部特別会計の繰入に繰り入れらるものとする。

受けることができない。
4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による交付に關し必要な事項は、政令で定める。
（交付金に關する非課税）
第二条 前条の規定による交付金については、所得税を課さない。
2 前条の規定による交付金に關する書類については、印紙税を課さない。
（繰入及び資金の交付）
第三条 第一條の規定により交付すべき金額（同条第二項の規定により加算する金額を除く。）に相当する金額は、予算の定めるところにより、資金運用部資金から資金運用部特別会計の繰入に繰り入れらるものとする。
2 第一條の規定により交付すべき金額は、予算の定めるところにより、資金運用部特別会計の歳出として郵便貯金特別会計に繰り入れらるものとする。
3 通信大臣は、第一條の規定による交付に必要な資金をその指定する出納官吏に交付することができる。
（不要額の繰入）
第四条 前条第二項の規定により郵便貯金特別会計に繰り入れられた金額のうち、第一條の規定による交付をする必要がなくなつた金額があるときは、当該金額は、予算の定めるところにより、同会計から資金運用部特別会計の繰入に繰り入れらるものとする。
2 前項の繰入金の額のうち、第一條の規定により交付すべき金額（同条第二項の規定により加算する金額を除く。）に相当する金額は、予算の定めるところにより、資金運用部資金から資金運用部特別会計の繰入に繰り入れらるものとする。

受けることができない。
4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による交付に關し必要な事項は、政令で定める。
（交付金に關する非課税）
第二条 前条の規定による交付金については、所得税を課さない。
2 前条の規定による交付金に關する書類については、印紙税を課さない。
（繰入及び資金の交付）
第三条 第一條の規定により交付すべき金額（同条第二項の規定により加算する金額を除く。）に相当する金額は、予算の定めるところにより、資金運用部資金から資金運用部特別会計の繰入に繰り入れらるものとする。
2 第一條の規定により交付すべき金額は、予算の定めるところにより、資金運用部特別会計の歳出として郵便貯金特別会計に繰り入れらるものとする。
3 通信大臣は、第一條の規定による交付に必要な資金をその指定する出納官吏に交付することができる。
（不要額の繰入）
第四条 前条第二項の規定により郵便貯金特別会計に繰り入れられた金額のうち、第一條の規定による交付をする必要がなくなつた金額があるときは、当該金額は、予算の定めるところにより、同会計から資金運用部特別会計の繰入に繰り入れらるものとする。
2 前項の繰入金の額のうち、第一條の規定により交付すべき金額（同条第二項の規定により加算する金額を除く。）に相当する金額は、予算の定めるところにより、資金運用部資金から資金運用部特別会計の繰入に繰り入れらるものとする。

受けることができない。
4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による交付に關し必要な事項は、政令で定める。
（交付金に關する非課税）
第二条 前条の規定による交付金については、所得税を課さない。
2 前条の規定による交付金に關する書類については、印紙税を課さない。
（繰入及び資金の交付）
第三条 第一條の規定により交付すべき金額（同条第二項の規定により加算する金額を除く。）に相当する金額は、予算の定めるところにより、資金運用部資金から資金運用部特別会計の繰入に繰り入れらるものとする。
2 第一條の規定により交付すべき金額は、予算の定めるところにより、資金運用部特別会計の歳出として郵便貯金特別会計に繰り入れらるものとする。
3 通信大臣は、第一條の規定による交付に必要な資金をその指定する出納官吏に交付することができる。
（不要額の繰入）
第四条 前条第二項の規定により郵便貯金特別会計に繰り入れられた金額のうち、第一條の規定による交付をする必要がなくなつた金額があるときは、当該金額は、予算の定めるところにより、同会計から資金運用部特別会計の繰入に繰り入れらるものとする。
2 前項の繰入金の額のうち、第一條の規定により交付すべき金額（同条第二項の規定により加算する金額を除く。）に相当する金額は、予算の定めるところにより、資金運用部資金から資金運用部特別会計の繰入に繰り入れらるものとする。

受けることができない。
4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による交付に關し必要な事項は、政令で定める。
（交付金に關する非課税）
第二条 前条の規定による交付金については、所得税を課さない。
2 前条の規定による交付金に關する書類については、印紙税を課さない。
（繰入及び資金の交付）
第三条 第一條の規定により交付すべき金額（同条第二項の規定により加算する金額を除く。）に相当する金額は、予算の定めるところにより、資金運用部資金から資金運用部特別会計の繰入に繰り入れらるものとする。
2 第一條の規定により交付すべき金額は、予算の定めるところにより、資金運用部特別会計の歳出として郵便貯金特別会計に繰り入れらるものとする。
3 通信大臣は、第一條の規定による交付に必要な資金をその指定する出納官吏に交付することができる。
（不要額の繰入）
第四条 前条第二項の規定により郵便貯金特別会計に繰り入れられた金額のうち、第一條の規定による交付をする必要がなくなつた金額があるときは、当該金額は、予算の定めるところにより、同会計から資金運用部特別会計の繰入に繰り入れらるものとする。
2 前項の繰入金の額のうち、第一條の規定により交付すべき金額（同条第二項の規定により加算する金額を除く。）に相当する金額は、予算の定めるところにより、資金運用部資金から資金運用部特別会計の繰入に繰り入れらるものとする。

る金額を除く。）に係るものは、資金運用部特別会計の歳出として資金運用部資金に繰り入れらるものとする。
附則
1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。
2 第三條第二項の規定による郵便貯金特別会計への繰入があつた場合における大蔵省預金部等損失特別処理法第四條第五項の規定の適用については、同項中「差額に相当する金額」とあるのは、「差額に相当する金額から、郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律（昭和三十四年法律第...号）第一條の規定により交付する金額を控除した金額」とする。
3 大蔵省預金部等損失特別処理法の一部を次のように改正する。
第四條第四項及び第五項中「第三項」を「第二項」に改める。
4 郵便貯金特別会計法（昭和二十六年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。
附則第五項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第四項の次に次の一項を加える。
5 当分の間、郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律（昭和三十四年法律第...号）第三條第二項の規定による繰入金は、この会計の歳入とし、同法第...

る金額を除く。）に係るものは、資金運用部特別会計の歳出として資金運用部資金に繰り入れらるものとする。
附則
1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。
2 第三條第二項の規定による郵便貯金特別会計への繰入があつた場合における大蔵省預金部等損失特別処理法第四條第五項の規定の適用については、同項中「差額に相当する金額」とあるのは、「差額に相当する金額から、郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律（昭和三十四年法律第...号）第一條の規定により交付する金額を控除した金額」とする。
3 大蔵省預金部等損失特別処理法の一部を次のように改正する。
第四條第四項及び第五項中「第三項」を「第二項」に改める。
4 郵便貯金特別会計法（昭和二十六年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。
附則第五項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第四項の次に次の一項を加える。
5 当分の間、郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律（昭和三十四年法律第...号）第三條第二項の規定による繰入金は、この会計の歳入とし、同法第...

る金額を除く。）に係るものは、資金運用部特別会計の歳出として資金運用部資金に繰り入れらるものとする。
附則
1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。
2 第三條第二項の規定による郵便貯金特別会計への繰入があつた場合における大蔵省預金部等損失特別処理法第四條第五項の規定の適用については、同項中「差額に相当する金額」とあるのは、「差額に相当する金額から、郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律（昭和三十四年法律第...号）第一條の規定により交付する金額を控除した金額」とする。
3 大蔵省預金部等損失特別処理法の一部を次のように改正する。
第四條第四項及び第五項中「第三項」を「第二項」に改める。
4 郵便貯金特別会計法（昭和二十六年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。
附則第五項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第四項の次に次の一項を加える。
5 当分の間、郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律（昭和三十四年法律第...号）第三條第二項の規定による繰入金は、この会計の歳入とし、同法第...

る金額を除く。）に係るものは、資金運用部特別会計の歳出として資金運用部資金に繰り入れらるものとする。
附則
1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。
2 第三條第二項の規定による郵便貯金特別会計への繰入があつた場合における大蔵省預金部等損失特別処理法第四條第五項の規定の適用については、同項中「差額に相当する金額」とあるのは、「差額に相当する金額から、郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律（昭和三十四年法律第...号）第一條の規定により交付する金額を控除した金額」とする。
3 大蔵省預金部等損失特別処理法の一部を次のように改正する。
第四條第四項及び第五項中「第三項」を「第二項」に改める。
4 郵便貯金特別会計法（昭和二十六年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。
附則第五項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第四項の次に次の一項を加える。
5 当分の間、郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律（昭和三十四年法律第...号）第三條第二項の規定による繰入金は、この会計の歳入とし、同法第...

一条の規定による交付金及び同法第四條第一項の規定による繰入金は、この会計の歳出とする。
一月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、静岡県浜松市にテレビジョン放送局設置の請願（第一五八号）
一、簡易郵便局法改正に關する請願（第三二七号）（第三二五号）（第三六一号）（第四一七号）
一、高知県宿毛市錦地区に農村電話架設の請願（第三一八号）
一、鹿児島県市川地区にテレビジョン放送所設置の請願（第三三六号）
一、結核療養者のNJKラジオ聴取料免除に關する請願（第四〇八号）
一、高知市三谷公民館に公共電話架設の請願（第五一三号）
一、高知県物部村大西部落に農村公共電話架設の請願（第五三六号）
一、高知県物部村影仙頭、小川西部落に農村公共電話架設の請願（第五三七号）

一条の規定による交付金及び同法第四條第一項の規定による繰入金は、この会計の歳出とする。
一月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、静岡県浜松市にテレビジョン放送局設置の請願（第一五八号）
一、簡易郵便局法改正に關する請願（第三二七号）（第三二五号）（第三六一号）（第四一七号）
一、高知県宿毛市錦地区に農村電話架設の請願（第三一八号）
一、鹿児島県市川地区にテレビジョン放送所設置の請願（第三三六号）
一、結核療養者のNJKラジオ聴取料免除に關する請願（第四〇八号）
一、高知市三谷公民館に公共電話架設の請願（第五一三号）
一、高知県物部村大西部落に農村公共電話架設の請願（第五三六号）
一、高知県物部村影仙頭、小川西部落に農村公共電話架設の請願（第五三七号）

一条の規定による交付金及び同法第四條第一項の規定による繰入金は、この会計の歳出とする。
一月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、静岡県浜松市にテレビジョン放送局設置の請願（第一五八号）
一、簡易郵便局法改正に關する請願（第三二七号）（第三二五号）（第三六一号）（第四一七号）
一、高知県宿毛市錦地区に農村電話架設の請願（第三一八号）
一、鹿児島県市川地区にテレビジョン放送所設置の請願（第三三六号）
一、結核療養者のNJKラジオ聴取料免除に關する請願（第四〇八号）
一、高知市三谷公民館に公共電話架設の請願（第五一三号）
一、高知県物部村大西部落に農村公共電話架設の請願（第五三六号）
一、高知県物部村影仙頭、小川西部落に農村公共電話架設の請願（第五三七号）

一条の規定による交付金及び同法第四條第一項の規定による繰入金は、この会計の歳出とする。
一月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、静岡県浜松市にテレビジョン放送局設置の請願（第一五八号）
一、簡易郵便局法改正に關する請願（第三二七号）（第三二五号）（第三六一号）（第四一七号）
一、高知県宿毛市錦地区に農村電話架設の請願（第三一八号）
一、鹿児島県市川地区にテレビジョン放送所設置の請願（第三三六号）
一、結核療養者のNJKラジオ聴取料免除に關する請願（第四〇八号）
一、高知市三谷公民館に公共電話架設の請願（第五一三号）
一、高知県物部村大西部落に農村公共電話架設の請願（第五三六号）
一、高知県物部村影仙頭、小川西部落に農村公共電話架設の請願（第五三七号）

受信するの外の現状であるから、静岡
岡部西部民の要望にこたえ一刻もは
やく当浜松市にテレビジョン放送局を
設置せられたいとの請願。

第三一七号 昭和三十三年十二月二
十二日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 高知県安芸郡室戸岬町
三津 北村千代電外三
名

紹介議員 湯山 勇君

特定郵便局制度調査会の答申に基き、
(一)受託者の範囲を個人にまで拡大す
ること、(二)各種手数料を大幅に引き
上げかつ、最低保障をすること、(三)
取扱当務者の身分保証をすること、
(四)郵政業務の全般を取り扱うよう
にすること等につきすみやかに簡易郵
便局法を改正せられたいとの請願。

第三二五号 昭和三十三年十二月二
十三日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 愛媛県東宇和郡野村町
以吹 佐式幸助外三名

紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じ
である。

第三六一号 昭和三十三年十二月二
十四日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 香川県三豊郡三野村下
高瀬 丸岡省三外四名

紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じ
である。

第四一一号 昭和三十三年十二月二
十五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 徳島県西郷石井町高
川原 久米万之助外三
名

紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じ
である。

第三一八号 昭和三十三年十二月二
十二日受理

高知県宿毛市錦地区に農村電話架設の
請願

請願者 高知県宿毛市錦 山本
寅次外二名

紹介議員 光村 甚助君

高知県宿毛市錦地区は、錦、丘新田、
小深浦を含む世帯数九十五、人口四
百五十三の山村であつて農林業と近
年は園芸作物(かんきつ)に進出をみ
ている地域であるが、本地域は交通不
便の上、雨期にあつては道路の大部分
が水没し、夜間の交通はと絶する状態
で、急病人に対する不安もまことに大
きく、農業経営の近代化、行政上の連
絡等の点からも農村電話の架設が必要
となつてきたから、すみやかにこれを
架設実現せられたいとの請願。

第三三六号 昭和三十三年十二月二
十三日受理

鹿児島県名瀬市にテレビジョン放送所
設置の請願

請願者 鹿児島県名瀬市長 大
津鉄治外二名

紹介議員 田中 茂穂君

奄美群島の産業経済、諸施設は、奄美
群島復興特別措置法により、年を追つ
て着々復興、進展してきているが、こ
れと並行して文化面の振興を図るため

に、奄美大島でテレビジョンが視聴で
きるより、早急に名瀬市内にテレビジ
ョン放送所を設置せられたいとの請
願。

第四〇八号 昭和三十三年十二月二
十四日受理

結核療養者のNHKラジオ聴取料免除
に関する請願(二通)

請願者 茨城県那珂郡東海村村
松崎嵐荘内 小池章外
一名

紹介議員 森 元治郎君

長期治療床にある結核療養者の療養生
活のうるおいであるラジオ聴取につい
て、療養者の特殊性にかんがみNHK
ラジオ聴取料の免除を放送法に規定せ
られたいとの請願。

第五一三三号 昭和三十四年一月十九
日受理

高知市三谷公民館に公衆電話架設の請
願

請願者 高知市三谷五六二 山
中典夫外十五名

紹介議員 光村 甚助君

高知市三谷、七ツ瀬、北河部等は、
昔三谷部落の区域内として旧泰村役場
の行政区にあつたが、昭和十年高知市
に合併後町名整理のため現在のところ
三区に区分されている。この三部落は
市役所から六キロ、泰農協、小学校か
ら四キロの遠距離にあり、しかも文化
通信の施設がないため、非常な不利不
便を受けているから、すみやかに三部
落の中心地である三谷公民館に公衆電
話を架設せられたいとの請願。

第五三六号 昭和三十四年一月二十
一日受理

高知県物部村大西部落に農村公衆電話
架設の請願

請願者 高知県香美郡物部村議
会議長 門脇元馬外一
名

紹介議員 光村 甚助君

高知県物部村は、面積二百九十一平方
キロ、部落数三十四部落の山間へき地
の村であるため、現在まで電話設置の
機会に恵まれず、不時の災難、夜間の急
病、その他公私用の連絡等に筆舌につ
くし難い苦勞を続けており、ことに大
西部落は、村役場から約十キロ離れ、
しかも住友共同電力株式会社の計画に
より発電工事に着手し、工事用の労務
者が千余名転入し、工事に従事してい
る現状であつて、防犯の完べきを期す
るためにも電話の設置は必要欠くこと
のできない地域となつてきているから、同
部落に農村公衆電話を設置せられたい
との請願。

高知県物部村大西部落に農村公衆電話
架設の請願

請願者 高知県香美郡物部村議
会議長 門脇元馬外一
名

紹介議員 光村 甚助君

高知県物部村は、面積二百九十一平方
キロ、部落数三十四部落の山間へき地
の村であるため、現在まで電話設置の
機会に恵まれず、不時の災難、夜間の急
病、その他公私用の連絡等に筆舌につ
くし難い苦勞を続けており、ことに大
西部落は、村役場から約十キロ離れ、
しかも住友共同電力株式会社の計画に
より発電工事に着手し、工事用の労務
者が千余名転入し、工事に従事してい
る現状であつて、防犯の完べきを期す
るためにも電話の設置は必要欠くこと
のできない地域となつてきているから、同
部落に農村公衆電話を設置せられたい
との請願。

第五三七号 昭和三十四年一月二十
一日受理

高知県物部村影仙頭、小川両部落に農
村公衆電話架設の請願

請願者 高知県香美郡物部村長
公文包治外一名

紹介議員 光村 甚助君

高知県物部村は、面積二百九十一平方
キロ、部落数三十四部落の山間へき地
にあるため、現在まで電話設置の機
会に恵まれず、不時の災難、夜間の急
病、その他公私用の連絡等に筆舌につ
くし難い苦勞を続けており、ことに大
西部落は、村役場から約十キロ離れ、
しかも住友共同電力株式会社の計画に
より発電工事に着手し、工事用の労務
者が千余名転入し、工事に従事してい
る現状であつて、防犯の完べきを期す
るためにも電話の設置は必要欠くこと
のできない地域となつてきているから、同
部落に農村公衆電話を設置せられたい
との請願。

第七七条の次に次の一条を加える。

第七七条の二 第十六条の二の家族保
險の保険契約においては、被保険
者のうちその者の生存中にその保
險期間が満了し、又はその期間の

入労働者も五十名余り、搬出のため出
入するトラックも一日に多いときは十
数台にのぼる現状であつて電話の設置
は必要欠くことのできない地域である
から、農村公衆電話を両部落に各一個
(甲、乙として)設置せられたいとの請
願。

一月三十一日予備審査のため、本委員
会に左の案件を付託された。

一、簡易生命保険法の一部を改正す
る法律案

簡易生命保険法の一部を改正する
法律案

簡易生命保険法の一部を改正する
法律案

簡易生命保険法(昭和二十四年法
律第六十八号)の一部を次のように
改正する。

第七七条中「年齢十年に満たない者
を被保険者とする保険契約」を「第
十五条の終身保険又は第十六条の養
老保険の保険契約で年齢十年に満た
ない者を被保険者とするもの」に改
め、同条に次の一項を加える。

2 第十六条の二の家族保険の保険
契約においては、被保険者は、
被保険者のうちその者の生存中に
その保険期間が満了し、又はその
期間の満了前にその者が死亡した
ことに因り保険金が支払われる地
位を有する被保険者でなければなら
ない。

第七七条の次に次の一条を加える。

(被保険者となる子の資格)

第七七条の二 第十六条の二の家族保
險の保険契約においては、被保険
者のうちその者の生存中にその保
險期間が満了し、又はその期間の

満了前にその者が死亡したことに因り保険金が支払われる地位を有する被保険者（その者につき保険金の支払の事由が発生した後に、いても、当該保険契約が効力を有する間は、その者を含むものとし、以下「主たる被保険者」という。）の子（配偶者のある者並びに主たる被保険者及びその配偶者以外の者の養子となつてゐる者を除く。）で年齢二十年に満たないもの（次項に規定する者を除く。）は、当該保険契約の効力発生の日から被保険者となる。

2 前項の保険契約においては、主たる被保険者の子で当該保険契約の効力発生の日において年齢一箇月に満たないものは、年齢一箇月に達した日から被保険者となる。

3 第一項の保険契約においては、当該保険契約の効力発生後主たる被保険者について保険金の支払の事由が発生するまで（以下この条において「支払事由発生までの期間」という。）に出生した主たる被保険者の子（主たる被保険者の子で主たる被保険者について保険金の支払の事由が発生した当時胎児であつたものを含む。）は年齢一箇月に達した日から、支払事由発生までの期間に主たる被保険者の養子となつた者（配偶者のある者及び年齢二十年以上の者を除く。）は養子となつた日から、主たる被保険者の子で主たる被保険者及びその配偶者以外の者の養子となつてゐたもののうち支払事由発生までの期間に離縁又は縁組の取消（保険約款で定める場合を除く。）があつたもの（配偶者のある者及び年齢二十年以上の者を除く。）は離縁又は縁組の取消の日から、それぞれ被保険者となる。但し、これらの者のうち主たる被保険者の養子となつたもの及び離縁又は縁組の取消があつたものについては、その者がその養子となつた日又はその離縁若しくは縁組の取消があつた日において年齢一箇月に満たないときは、年齢一箇月に達した日から被保険者となる。

4 第一項の保険契約においては、被保険者となる子の範囲は、前三項の規定により被保険者となる者に限るものとする。

第八条本文中「第三者」を「第十五条の終身保険又は第十六条の養老保険にあつては、第三者」に改める。

第九条中「保険契約においては」を「第十五条の終身保険又は第十六条の養老保険の保険契約においては」に改め、同条後段を削り、同条の次に次の一条を加える。

第九条の二 保険契約においては、第三者を被保険金受取人とする場合においても、保険契約者は、国に對し保険料を支払わなければならない。

第十条の次に次の一条を加える。

第十條の二 第十六条の二の家族保険の保険契約をするには、被保険者となる配偶者の同意がなければならぬ。

約の申込をすることができない。

第十一条の見出しを「（終身保険及び養老保険の被保険金受取人の制限）」に改め、同条中「被保険者」を「第十五条の終身保険又は第十六条の養老保険の保険契約においては、被保険者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（家族保険の被保険金受取人）

第十一条の二 第十六条の二の家族保険の保険契約においては、左の者を被保険金受取人とする。但し、保険契約者が、保険金の支払の事由が発生する前に、第二号本文に規定する場合につき同号但書に規定するときは、保険金受取人として主たる被保険者の子で同号但書に掲げる者以外のものを指定してその旨を国に對して表示したとき、又は第三号本文に規定する場合につき同号但書に規定するときは、保険金受取人として当該配偶者の子で同号但書に掲げる者以外のものを指定してその旨を国に對して表示したときは、それぞれ、その表示したところによるものとする。

一 主たる被保険者に係る保険期間の満了に因り保険金を支払う場合にあつては、主たる被保険者。但し、保険期間の満了後被保険金を請求する前に主たる被保険者が死亡したときにあつては、その配偶者（配偶者がいないときは、被保険者たる子）に因り保険金を支払う場合に於ては、被保険者たる子。

がないとき又はその配偶者が被保険金を請求する前に死亡したときにあつては、被保険者たる子。

三 被保険者たる配偶者の死亡に因り保険金を支払う場合にあつては、主たる被保険者。但し、主たる被保険者が死亡しているとき又は主たる被保険者が保険金を請求する前に死亡したときにあつては、被保険者たる子。

四 子の死亡に因り保険金を支払う場合にあつては、主たる被保険者。但し、主たる被保険者が死亡しているとき又は主たる被保険者が保険金を請求する前に死亡したときにあつては、主たる被保険者の配偶者（配偶者がいないとき又はその配偶者が保険金を請求する前に死亡したときにあつては、被保険者たる他の子）。

2 前項第二号本文又は第三号本文に規定する場合につき同項但書の規定により指定した被保険金受取人が保険金の支払の事由が発生する前に、死亡し、又は主たる被保険者若しくは当該配偶者の子でなく、なつた後更に当該指定をしない場合における同項第二号但書又は第三号但書に規定するときは、保険金受取人は、それぞれ、同項第二号但書又は第三号但書に規定するところによるものとする。

3 前二項の規定により被保険金受取人とされる者（第一項但書の規定による指定を受けた被保険金受取人を除く。）が同時に二人以上ある場合においてそのいずれかが保険金の支払の事由の発生後被保険金を請求する前に死亡したときは、その残りの者のみをもつて被保険金受取人とする。

求する前に死亡したときは、その残りの者のみをもつて被保険金受取人とする。

4 第一項第三号に規定する場合につき同項但書の規定による指定（その変更を含む。）をする場合には、第八条本文の規定を準用する。但し、保険契約者が主たる被保険者の配偶者であるときは、この限りでない。

5 第一項若しくは第二項の規定による被保険金受取人がない場合又は第一項から第三項までの規定による被保険金受取人があつたがその被保険金受取人（保険金受取人が二人以上のときは、そのすべての被保険金受取人）が保険金の支払の事由の発生後被保険金を請求する前に死亡した場合（第一項但書の規定による指定を受けた被保険金受取人が保険金の支払の事由の発生後被保険金を請求する前に死亡した場合を除く。）には、第三十四条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第一号中「場合にあつては、被保険者。但し、保険期間の満了後被保険金を請求する前に被保険者が死亡した場合にあつては、被保険者の遺族」とあるのは、「場合のうち保険期間の満了後被保険金を請求する前に主たる被保険者が死亡した場合にあつては、主たる被保険者の遺族」と読み替へるものとする。

第十四条中「及び養老保険」を「養老保険及び家族保険」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（家族保険）

第十六条の二 家族保険とは、一の

保険契約において夫婦及び一定の資格を有する子を被保険者とする生命保険であつて、その被保険者たる夫婦の一方につき、その者の生存中にその保険期間が満了し、又はその期間の満了前にその者が死亡したことに因り保険金の支払をする外、その者の被保険者たる配偶者又は子につき、これらの者がそのそれぞれの保険期間の満了前に死亡したことに因り保険金の支払をするものをいう。

第十七条第一項に次のただし書を加える。

但し、第七條の二第二項又は第三項の規定により家族保険の被保険者となる場合については、この限りでない。

第十七條第二項本文中「保険金額」の下に「（家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金額）」を加える。

第十七條の次に次の一条を加える。

第十七條の二 家族保険の保険契約においては、主たる被保険者以外の被保険者に係る保険金額は、主たる被保険者の配偶者にあつては主たる被保険者に係る保険金額の百分の四十に相当する金額、子にあつては一人につき主たる被保険者に係る保険金額の百分の二十に相当する金額とする。

第十八條第一号中「（保険期間を四十年とする養老保険については、生命表の男子死亡率にその百分の三十を加へ、これに千分の二を加えて作成した死亡生残表）」の下に「（家族保険にあつては、生命表の男子

死亡率により作成した死亡生残表、

總理府統計局が発表した昭和二十五年國勢調査報告による女子年齢別本邦在籍者数に同報告による女子年齢別總数に対する女子年齢別有配偶者数の割合を乗じて得た数で、厚生省が発表した昭和二十五年人口動態統計による母の年齢別出生見込を除いた商としての予定出生率、總理府統計局が発表した昭和二十五年國勢調査報告による女子年齢別既婚者数（女子年齢別の有配偶者数、死別者数及び離別者数の合計をいう。）を同報告による女子年齢別總数で除した商としての予定既婚率並びに保険約款で定める主たる被保険者とその配偶者との間の年齢差）を加へ、同條第三号中「保険金額」の下に「（家族保険にあつては、主たる被保険者に係る保険金額）」を加える。

第二十條第二項中「被保険者となるべき者」の下に「（家族保険の保険契約にあつては、被保険者となるべき者を除く）」を加える。

第二十一條第二項後段中「三年以上継続したとき」の下に「（家族保険の保険契約にあつては、その期間内に主たる被保険者及びその配偶者の双方又は一方が死亡した場合において、その死亡した者について前項の解除の原因たる事実の存するときはを除く）」を加える。

第二十二條第二項中「国」を「終身保険又は養老保険の保険契約においては、国は」に改め、同條に次の二項を加える。

3 家族保険の保険契約において、国が被保険者の死亡後保険契約の解除をした場合において、その

解除が死亡した被保険者についての前條第一項の解除原因によるものであるときは、国は、その被保険者（その被保険者の死亡後保険契約の解除までに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者を含む。）に係る保険金の支払をする責に任ぜず、また、既に保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。

4 前項の場合には、第二項但書の規定を準用する。この場合において、同項但書中「被保険者」とあるのは、「当該解除の原因たる事実の存する被保険者」と読み替へるものとする。

第二十三條第一項中「保険金受取人」の下に「（家族保険の保険契約にあつては、保険約款で定める保険金受取人）」を加える。

第二十五條第二項第二号中「保険金額」の下に「（家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金額）」を加へ、同項第五号中「被保険者」の下に「（家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者及びその配偶者）」を加へ、同項第六号中「被保険者が」を「終身保険又は養老保険の保険契約にあつては、被保険者が」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 養老保険の保険契約にあつては保険期間の終期、家族保険の保険契約にあつては主たる被保険者に係る保険期間の終期

第二十七條中「知っているとき」の下に「（家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者の配偶者につき既に保険事故の生じたことを知

つているとき）」を加へ、同條に次の一項を加える。

2 家族保険の保険契約においては、国又は保険契約者が、保険契約の申込の当時、被保険者となるべき子につき既に保険事故の生じたことを知っているときは、国は、その子に係る保険金の支払をする責に任ぜない。

第二十八條に次の四項を加える。

2 家族保険の保険契約においては、主たる被保険者が当該保険契約の効力発生後六箇月を経過する前に災害又は伝染病予防法（明治三十九年法律第三十六号）第一条第一項の伝染病（以下「法定伝染病」という。）に因らなで死亡したときは、保険契約は、その効力を失う。

3 第一項又は第二項の規定によりその効力を失つた家族保険の保険契約（第一項の規定によりその効力を失つた保険契約にあつては、その効力を失うまでにその保険契約に係る被保険者の一部につき保険金の支払の事由が発生したものに限り。）で、その効力を失わなかつたとすれば国において第二十

一條の規定による解除をすることができものについては、国は、その効力を失わなかつたとした場合に同條の規定により解除をすることができ期間に限り、当該保険契約の保険契約者（当該保険契約がその効力を失わなかつたとした場合に保険契約者たる地位を有する者とする。）に対し、当該解除の原因たる事実の存する被保険者（その被保険者の死亡後第一項又は第二項の規定によりその効力

を失うまでに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者を含む。）に係る保険金につき、その支払の免責の請求をすることができ。この場合には、第二十二條第四項の規定を準用する。

4 前項の支払の免責の請求があつたときは、国は、その保険金の支払をする責に任ぜず、また、既に保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。

5 第三項の支払の免責の請求については、第二十三條の規定を準用する。

第二十九條中「前條」を「前條第一項」に、「同條」を「同項」に改め、同條に次のただし書を加える。

但し、家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者が前條第一項の払込猶予期間経過後死亡したとき、又は同條第三項の支払の免責の請求があつたときは、この限りでない。

第二十九條の次に次の一条を加える。

第二十九條の二 家族保険の保険契約においては、前條の規定による請求があつた場合においても、国は、第二十八條第一項の払込猶予期間経過後その請求があつた時までに死亡した被保険者たる配偶者又は子につきこれらに係る保険金の支払をする責に任ぜない。

第三十一條第一項中「被保険者」の下に「（家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に限る。）」を加える。

ては、保険契約の効力発生後出生し、出生後一箇月を経過したことににより被保険者となつた子を除く。）を加え、「伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第一条第一項の伝染病」を「法定伝染病」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第七條の二第三項の規定により被保険者となつた者（保険契約の効力発生後出生し、出生後一箇月を経過したことににより被保険者となつた子を除く。）が被保険者となつた日から一年を経過する前に災害又は法定伝染病に因らないで死亡したときも、前項と同様とする。

3 家族保険の被保険者たる子が保険契約の効力発生前に受けた災害又は法定伝染病に因り保険契約の効力発生後六箇月を経過する前に死亡したとき、及び第七條の二第三項の規定により被保険者となつた子（保険契約の効力発生後出生し、出生後一箇月を経過したことににより被保険者となつたものを除く。）がその被保険者となるまでに受けた災害又は法定伝染病に因りその被保険者となつた日から六箇月を経過する前に死亡したときも、第一項と同様とする。

第三十四條第一項中「保険契約者が」を「終身保険又は養老保険の保険契約においては、保険契約者が」に改める。

第三十五條中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第七條の二第三項の規定によ

り被保険者となつた者又は第三十七條の三の保険契約の改定により被保険者となつた者が、その被保険者となつた日から二年を経過する前に自殺したとき。

第三十六條第一項中「保険契約者」を「終身保険又は養老保険の保険契約においては、保険契約者」に改める。

第三十七條第一項中「保険契約者が死亡した場合」を「終身保険又は養老保険の保険契約においては、保険契約者が死亡した場合」に改め、同条第二項前段中「被保険者が年齢十年」を「終身保険又は養老保険の保険契約においては、被保険者が年齢十年」に改め、同項中「第七條」を「第七條第一項」に改め、同項後段中「被保険者」を「これらの保険の被保険者」に改め、同条に次の三項を加える。

3 家族保険の保険契約においては、保険契約者たる主たる被保険者が死亡したときは、被保険者たる配偶者（被保険者たる配偶者がない場合には、被保険者たる子）が、保険契約者の保険契約に因る権利義務を承継する。

4 前項の規定により保険契約者の保険契約に因る権利義務を承継した被保険者たる配偶者が死亡し、若しくは次条の規定により被保険者の資格を失つたとき、又はその配偶者についてその者に係る保険期間が満了したときは、被保険者たる子が、当該権利義務を承継する。

5 第三項又は前項の規定により保険契約者の保険契約に因る権利義務を承継した被保険者たる子が二人以上ある場合において、その子のいづれかが死亡し、若しくは次条の規定により被保険者の資格を失つたとき、又はその子のいづれかについてその者に係る保険期間が満了したときは、その残りの被保険者たる子がその死亡し、資格を失ひ、又は保険期間の満了した者に係る当該権利義務を承継する。

第三十七條の次に次の五條を加える。

（被保険者の資格の喪失）

第三十七條の二 家族保険の保険契約においては、被保険者たる配偶者又は子が配偶者にあつては第一号、子にあつては第二号に該当するときは、被保険者の資格を失ふ。

一 配偶者につき離婚若しくは婚姻の取消があつたとき、又は配偶者が主たる被保険者の死亡後に、再婚をし、若しくは養子となつたとき。

二 子が婚姻をし、若しくは主たる被保険者及びその配偶者以外の者の養子となつたとき、又は子が主たる被保険者の養子である場合においてその子につき離婚若しくは縁組の取消があつたとき。

（被保険者の追加加入のための改定の申込）

第三十七條の三 家族保険の主たる被保険者が左の各号の一に該当する場合に、保険契約者は、主たる被保険者について保険金の支払の事由が発生する前に限り、保険約款の定めるところにより、その

再婚に係る配偶者を被保険者として追加するための当該保険契約の改定の申込をすることが出来る。

一 被保険者たる配偶者に係る保険期間が満了する前に離婚又は婚姻の取消をした後再婚をしたとき。

二 第二十八條第一項の払込猶予期間が経過した後被保険者たる配偶者が死亡した場合において、その死亡後第二十九條の規定による請求をし、その後再婚をしたとき、又はその死亡後再婚をし、その後同条の規定による請求をしたとき。

三 第二十八條第一項の払込猶予期間が経過した後被保険者たる配偶者が死亡した場合において、その死亡後保険契約の復活をし、その後再婚をしたとき、又はその死亡後再婚をし、その後保険契約の復活をしたとき。

（改定の効力発生）

第三十七條の四 前条の保険契約の改定は、その申込を承諾したとき、その申込の日から効力を生ずる。

2 前項の場合においては、保険証書にその旨を記載する。

（準用規定）

第三十七條の五 第三十七條の三の保険契約の改定については、第二十一條、第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十六條及び第二十七條第一項、第二十八條及び第二十九條

条第一項中「保険契約」とあるのは「保険契約の一部で第三十七條の三の改定に係る部分」と、第二十一條第二項後段中「保険契約が当該保険契約の効力発生の日から三年以上継続したとき（家族保険の保険契約にあつては、その期間内に主たる被保険者及びその配偶者の双方又は一方が死亡した場合において、その死亡した者について前項の解除の原因たる事実の存するものを除く。）」とあるのは「第三十七條の三の保険契約の改定により被保険者となつた者が当該改定の効力発生の日から三年以上生存したとき」と、第二十二條第三項中「保険契約の解除をした」とあるのは「保険契約の一部で第三十七條の三の改定に係る部分の解除をした」と、同項中「その被保険者（その被保険者の死亡後保険契約の解除までに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者を含む。）」とあるのは「その被保険者」と読み替へるものとする。

（改定の場合の保険金の削減）

第三十七條の六 第三十七條の三の保険契約の改定により被保険者となつた者が当該改定の効力発生後二年を経過する前に災害又は法定伝染病に因らないで死亡したときは、保険約款の定めるところにより、保険金額の一部を支払ふ。

第三十八條第一項中「保険契約者は」を「終身保険又は養老保険の保険契約においては、保険契約者は」に改める。

第三十九條中「解除」の下に「（家

族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者について保険金の支払の事由が発生する前にした解除及び主たる被保険者の死亡後その者に係る第二十一条第一項の解除原因によりした解除に限る。」を、「失効」の下に「(第二十八条第二項の規定による失効を除く。)」を加え、「第三十五条第二号の場合」を「第三十五条第三号の場合及び家族保険の保険契約において主たる被保険者以外の被保険者に係る保険金支払の免責」に改め、「保険金受取人」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金受取人)」を加える。

第四十条中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、同条に次のただし書を加える。

但し、家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者が保険契約の失効後死亡したとき、又は第二十八条第三項の支払の免責の請求があつたときは、この限りでない。

第四十二条に次の一項を加える。

2 家族保険の保険契約においては、保険契約の復活があつた場合においても、国は、保険契約の失効後その復活までに死亡した被保険者たる配偶者又は子につきこれらに係る保険金の支払をする責に任しない。

第四十四条中「伝染病予防法第一条第一項の伝染病」を「法定伝染病」に改め、同条に次の一項を加える。

2 家族保険の被保険者たる子が保険契約復活の効力発生前において受けた災害又はかつた法定伝染

病に因りその復活の効力発生後六箇月を経過する前に死亡したときも、前項と同様とする。

第四十五条第一項中「被保険者が」を「被保険者(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に限る。以下この項において同じ。)」に、「又は第十六条」を、「第十六条又は第十六条の二」に、「養老保険」を「養老保険又は家族保険」に改め、同条第二項中「第三十四条第一項第二号中「被保険者の遺族」とあるのは、」を「第十一条の二第一項第二号中「その配偶者」とあるのは「主たる被保険者(主たる被保険者が保険金を請求する前に死亡したときにあつては、その配偶者。)」と、第三十四条第一項第二号(第十一條の二第五項において準用する場合を含む。)」中「被保険者の遺族」とあるのは」に改める。

第四十七条第一項中「保険金受取人」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金受取人に限る。)」を加える。

第四十八条中「無効である場合」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、被保険者たる子又は第三十七条の三の保険契約の改定による被保険者となつた者に係る部分が無効である場合を除く。)」を加える。

第五十一条中「保険金」を「保険金(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金に限る。)」に改める。

附則

この法律は、昭和三十四年六月一日から施行する。

二月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、放送法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月十日)

昭和三十四年二月十一日印刷

昭和三十四年二月十二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局